

**ニセコ町第3次障がい者計画
・第5期障がい福祉計画
(素案)**

平成29年2月

北海道ニセコ町

目次

1	計画の基本的な考え方	1
1.1	計画策定の趣旨	1
(1)	計画策定の趣旨	1
(2)	制度改正の概要	2
1.2	計画の位置づけと期間・対象	5
(1)	計画の位置づけ	5
(2)	計画期間	6
(3)	計画の対象	6
(4)	計画策定の体制	7
(5)	計画策定の経緯	8
1.3	計画の推進・管理体制	9
(1)	計画の推進体制	9
(2)	計画の管理体制	10
2	障がいのある人と福祉サービスの状況	11
2.1	ニセコ町の現況	11
(1)	総人口の推移	11
(2)	世帯数の推移	11
2.2	障がいのある人の状況	12
(1)	身体障がいのある人の状況	12
(2)	知的障がいのある人の状況	14
(3)	精神障がいのある人の状況	15
(4)	難病の人の状況	16
(5)	障がいのある子どもの状況	17
2.3	障がい者の支援機能	18
(1)	障がいのある人のための福祉施設等	18
(2)	障がい者福祉サービスの利用状況	20
2.4	地域の現状と課題	21
(1)	アンケート調査の概要	21
(2)	アンケート調査の結果	22
3	障がい者計画	27
3.1	計画の基本方針	27
(1)	基本理念	27
(2)	基本方針	27
(3)	基本目標	29
(4)	施策の体系	31

3.2 障がい者施策の推進	32
基本目標 1 ともに育ち、ともに学ぶ	32
基本目標 2 生きがいをもって、働く	33
基本目標 3 健やかに、元気で暮らす	34
基本目標 4 自立し、充実して暮らす	35
基本目標 5 安全に、安心して暮らす	37
基本目標 6 助けあい、ともに暮らす	38
4 障がい福祉計画.....	39
4.1 基本的な考え方.....	39
(1) 基本理念	39
4.2 (サービス提供における) 基本的方針	40
(1) 施策の方向性	40
(2) 地域生活移行にかかる目標.....	42
4.3 障がい福祉サービスと地域生活支援事業.....	46
(1) 障がい福祉サービスと地域生活支援事業の体系	46
(2) 障がい福祉サービスの見込みと確保方策.....	47
(3) 地域生活支援事業の見込みと確保方策	53
(4) 障がい児支援の見込みと確保方策	57

1 計画の基本的な考え方

1.1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

ニセコ町は、障害者基本法の考え方に基づき、平成 29 年度に平成 35 年度までの 6 年を計画期間とした「第 3 次ニセコ町障がい者計画」（以下、「第 3 次計画」とします。）を策定します。本計画は、障がいの有無にかかわらず、共に社会、経済、文化などあらゆる分野にわたって活動することを目的とする「ノーマライゼーション」の理念と、全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うことを目指す「ソーシャル・インクルージョン」の理念、「リハビリテーション」「社会参加と完全平等」の理念により、障がい者施策を進めるためのものです。

また、平成 17 年 10 月に成立した「障害者自立支援法」（現 障害者総合支援法）に基づき、「ニセコ町障がい福祉計画」（第 1 期 平成 18～20 年度）、「第 2 期ニセコ町障がい福祉計画」（平成 21～23 年度）、「第 3 期ニセコ町障がい福祉計画」（平成 24 年～26 年度）、「第 4 期ニセコ町障がい福祉計画」（平成 27 年～29 年度）を策定し、障がい者の福祉サービス、就労支援、移動支援等についての事業を進めてきましたが、平成 29 年度をもって見直しを迎えることになりました。

新たに策定する「第 5 期ニセコ町障がい福祉計画」（以下、「第 5 期計画」とします。）では、すべての町民が、障がいの有無に関わらず、等しく基本的人権をもつ個人として尊重され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するために、障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法等にそって策定します。

(2) 制度改正の概要

1) 近年の国の動向

国においては、国連で採択された「障害者権利条約」に署名したことから、その条約締結に向け、障害者基本法の改正（平成 23 年 8 月）、障害者総合支援法の成立（平成 24 年 6 月）、障害者差別解消法の成立及び障害者雇用促進法の改正（平成 25 年 6 月）など、障がいのある人のためのさまざまな制度改革が行われました。

これら国内法の整備の充実がなされたことから、平成 26 年 1 月に「障害者権利条約」を批准し、今後はより具体的に、障がいのある人の権利を保障する取組が進められていく予定です。

年 月	障がいのある人に関する主な法制度改正、施行など
平成 18 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「障害者自立支援法」施行 3 障がい（身体・知的・精神）のサービス提供主体が市区町村に一元化され、サービス支給決定の透明化や明確化のため、障害程度区分を導入するなど、社会全体で障がいのある人を支える仕組みが構築される。
平成 19 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障がいのある子どもの教育的支援を行う特別支援教育が学校教育法に位置づけられる。
平成 19 年 9 月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「障害者権利条約」に署名
平成 21 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国連「障害者権利条約」の締結に必要な国内法の整備を始めとする日本の障がい者制度の集中的な改革を行うため「障がい者制度改革推進本部」を内閣に設置。
平成 23 年 8 月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「障害者基本法」改正 ■ 共生社会の実現、差別禁止、教育・療育支援の充実化など。
平成 24 年 6 月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「障害者総合支援法」成立
平成 24 年 10 月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行
平成 25 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「障害者総合支援法」一部施行 新たに難病を追加。 ■ 「障害者優先調達推進法」施行 障がいのある人の法定雇用率の引き上げ (民間1.8%から2.0%、行政2.1%から2.3%)
平成 25 年 6 月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 成年被後見人の選挙権回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律施行。 ■ 「障害者差別解消法」成立 ■ 「障害者雇用促進法」改正
平成 26 年 1 月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国連「障害者権利条約」批准
平成 26 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「精神保健福祉法」改正 ■ 「障害者総合支援法」施行 応能負担の明確化と障がい者の定義及び障害程度区分の見直しや、相談支援の充実、障がい児支援強化など。
平成 27 年 1 月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「難病患者に対する医療等に関する法律（難病法）」施行
平成 28 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「障害者差別解消法」施行
平成 28 年 6 月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「児童福祉法」改正 児童福祉法の理念の明確化や市町村及び児童相談所の体制の強化等
平成 28 年 8 月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「発達障害者支援法」の改正 発達障がいのある人の定義の改正、基本理念の新設など、総則に大きな改正

2) 制度改正の主なポイント

①「障害者総合支援法」の施行

平成 24 年 6 月に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、従来の障害者自立支援法は、障害者総合支援法となりました。

1. 目的・基本理念
目的規定において、「自立」という表現に代わり「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記され、障害者総合支援法の目的の実現のため、障がい福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うこととなります。 また、基本理念は、平成 23 年の障害者基本法の改正を踏まえ、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることとされています。
2. 障がいのある人の範囲の見直し
障害者自立支援法では、支援の対象が身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人（発達障がいのある人を含む）に限定されていましたが、障害者総合支援法では一定の難病の患者が対象として加えられています。
3. 障害支援区分への名称・定義の改正
「障害程度区分」が知的障がい、発達障がい、精神障がいの状態を適切に反映していないとの指摘を踏まえ、「障害支援区分」へと改正されました。 また、知的障がい及び精神障がいについては、一次判定（コンピューター判定）で低く判定される傾向があったため、障害者総合支援法では障害支援区分の判定における認定調査項目や判定式の見直しが行われています。
4. 障がいのある人に対する全国共通の支援体系
重度の肢体不自由者に限定されていた重度訪問介護は知的・精神障がいのある人へ拡大しました。また、共同生活介護（ケアホーム）は共同生活援助（グループホーム）に一元化されています。
5. サービス基盤の計画的整備
障がい福祉計画に必ず定める事項に「サービス提供体制の確保に係る目標に関する事項」と「地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項」を加えるほか、いわゆる P D C A サイクルに沿って障がい福祉計画を見直すことが規定されました。 また、自立支援協議会の名称についても、地域の実情に応じて定められるようにするとともに、障がいのある人や家族の参画が法律上に明記されています。

②「障害者基本法」の改正

「障害者基本法の一部を改正する法律」が平成 23 年 8 月に公布され（一部を除き同日施行）、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するとの目的規定の見直し、障がい者の定義の見直しや差別の禁止などが規定されました。

「障害者総合支援法」では、その基本理念に“社会参加の機会の確保及び地域社会における共生・社会的障壁の除去”が明記されましたが、これは障害者基本法の一部改正に呼応したものでもあります。

③「障害者差別解消法」の施行

国連の「障害者権利条約」の批准に必要な国内法として、「障害者差別解消法」が平成 25 年 6 月に成立し、国や自治体など行政機関は、障がいのある人の要望等に応じて日常生活や社会参加の障壁を取り除く配慮を行うことが義務付けられ、平成 28 年 4 月に施行されました。

④「難病法」の施行

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の一環として「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）が平成 26 年 5 月に成立し、平成 27 年 1 月に施行されました。

指定難病に対して医療費を助成する制度や難病の医療に関する調査及び研究の推進などについてこの法律で定めています。

⑤「児童福祉法」の改正

平成 24 年の改正では、障がいのある児童の定義が見直され、身体及び知的に障がいのある児童に、精神に障がいのある児童が加えられ、平成 25 年の改正では、障害者総合支援法の成立に対応し、障がいのある児童の定義に難病が追加されました。

また、平成 28 年 6 月の改正では、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化などが定められています。

⑥「発達障害者支援法」の改正

平成 17 年の施行から約 10 年が経過し、発達障がいのある人の支援を一層充実させるため、平成 28 年 8 月に改正発達障害者支援法が施行され、目的に「切れ目なく発達障害者の支援を行う」が明記されたほか、発達障がいのある人の定義の改正、基本理念の新設など、総則に大きな改正が行われました。また、発達障がいのある人を支援するための施策として、「発達障害の疑いがある場合の相談体制の整備」や「個別の教育支援計画・個別の指導計画作成の推進」が明記されるなど、改正は法律全般にわたっています。

1.2 計画の位置づけと期間・対象

(1) 計画の位置づけ

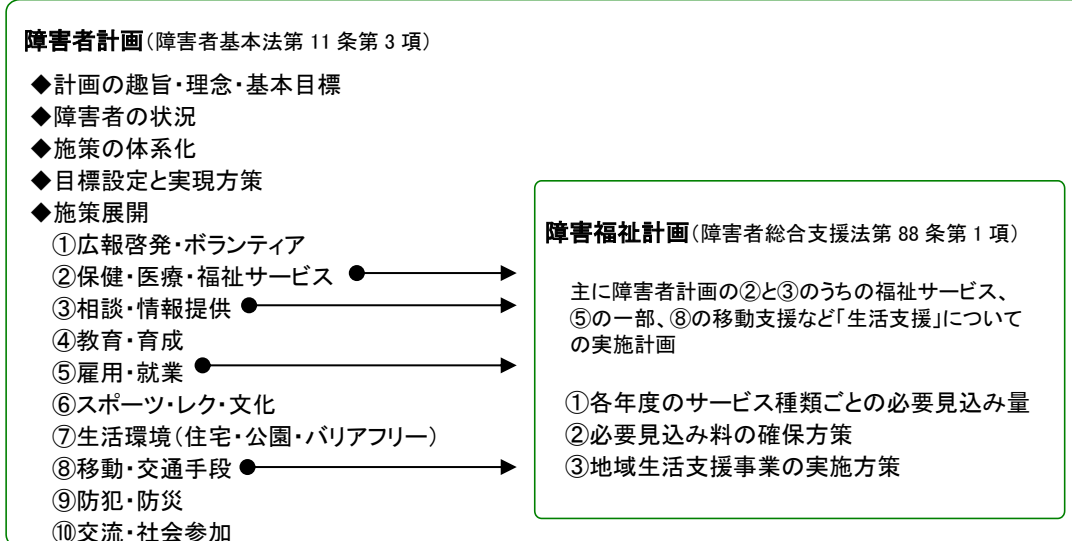
第3次障がい者計画は、「障害者基本法」に基づく「障がいのある人のための施策に関する基本的な計画」（市町村障害者計画）として、障がい者施策を推進するための基本理念と基本目標を定め、施策を進めるための指針（基本計画）となります。

第5期障がい福祉計画は、「障害者総合支援法」に基づき、第3次計画を上位計画として基本理念と基本目標を実現するための福祉サービス等についての実施計画となります。

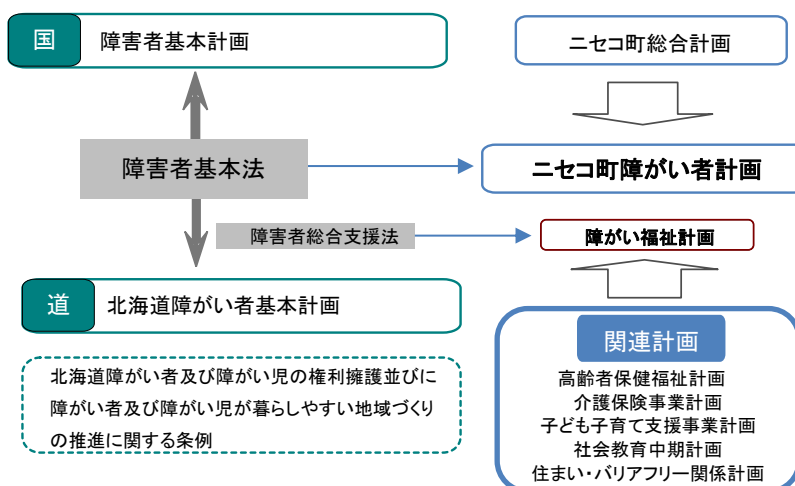
また、「児童福祉法」の一部改正により、同33条の20にて市町村は基本指針に即して「障がい児福祉計画」を定められるものとされています。障がい児福祉計画は、「障害者総合支援法」第88条第1項に規定する市町村障がい福祉計画と一体のものとして作成することができることとされているため、当町においては障がい児福祉計画を障がい福祉計画と一体的に策定するものとします。

この2つの計画は、ニセコ町のまちづくりの最上位計画である「ニセコ町総合計画」の部門別計画として、障がいのある人の総合的な保健・福祉施策を推進する基本となります。

【障害者計画と障害福祉計画の関係】



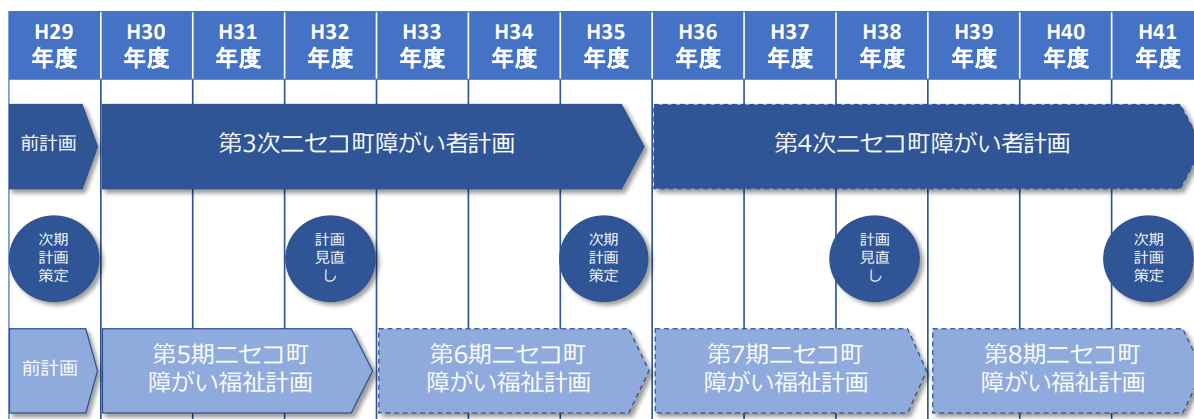
【計画の位置づけ】



(2) 計画期間

第3次計画の期間は、平成30年度から平成35年度までの6年とし、第5期計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年とします。

なお、法律並びに国及び道の施策や計画、当町の関連計画などに大幅な変更のある場合には、その変更内容を踏まえ、適切な見直しを行うこととします。



(3) 計画の対象

ニセコ町は、ノーマライゼーション、共生の考え方にに基づき、誰もが自立して自己実現を図りつつ、支えあい助けあいながら安心して暮らせる町をめざすことから、計画の対象は基本的にすべての町民とします。

具体的には、身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人、自立支援医療費受給者証を持っている人、難病の人、発達障がいのある人など、日常生活や社会生活で何らかの支援を必要とするすべての人とします。

(4) 計画策定の体制

1) 当事者へのアンケート調査

町内の身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳を所持している人を対象にアンケート調査を実施し、生活実態や障がい福祉サービス利用に関する今後の意向などについて調査しました。

2) ニセコ町障害者等地域自立支援協議会での検討・審議

庁内、庁外の障がい者に関連する組織、部局の関係者により構成する「ニセコ町障害者等地域自立支援協議会」において障がい福祉サービスについての意見・ニーズ等の把握に努めるとともに、当町の目指すべき障がい者施策のあり方等について協議しました。

3) パブリックコメント

町民の意見を聴取するため、パブリックコメントを実施しました。

(5) 計画策定の経緯

策定の経緯は次のとおりです。

年 月 日	経 緯 概 要
平成 29 年 10 月 17 日 ～平成 29 年 10 月 31 日	ニセコ町障がい者アンケート調査の実施
平成 29 年 11 月 1 日 ～平成 29 年 11 月 30 日	ニセコ町障がい者アンケート調査の集計並びに 分析
平成 30 年 1 月 29 日	第 1 回 ニセコ町障害者等地域自立支援協議会 ・計画素案（第 1 次案）について
平成 30 年 2 月 15 日 ～平成 30 年 2 月 26 日	パブリックコメントの実施
平成 30 年 3 月 日	第 2 回 ニセコ町障害者等地域自立支援協議会 ・計画素案（第 2 次案）について

1.3 計画の推進・管理体制

(1) 計画の推進体制

1) 庁内の連携強化

障がい者福祉に関する政策は、保健・医療・福祉・教育・労政・生活環境など広範囲にわたっていることから、関係各課局との連携を図りながら総合的で効果的な計画の推進に努めます。

また、障害福祉サービスの利用に関しては、障がいのある方が必要に応じていつでも気軽に相談できる体制を整備するとともに、相談支援専門員の質の向上に向けた研修などの実施についても検討します。

2) 地域における支えあいの強化

障がいのある方が地域で安心・安全な生活を送るためには、地域における孤立化を防ぎ、地域全体での支えあいが重要となります。

そのため、行政だけでなく当事者団体や NPO 団体、ボランティア団体、各種地域団体の活動促進に努めるとともに、新しい団体等や多様な担い手の育成に取り組みます。

また、地域における交流の場や身近な活動の場の整備を図り、身近にいる障がいのある方の障がいの程度や緊急時における支援の必要性などを地域の方が認識できる機会の提供に努めます。

3) 計画の進行管理体制

障がいのある方に対して様々な配慮がなされるよう、引き続き障がいに対する理解を促進するための取り組みを進めていくことが重要です。

広報などによる障がいへの理解を促進するための情報発信や、小中学生を対象とした心のバリアフリー教室を行うなどして理解を深めていくとともに、障害者差別解消法の施行に向け、障がいのある方が必要な配慮を受けられるよう、体制整備を進めます。

(2) 計画の管理体制

1) サービス提供事業者の確保

関連事業への新規参入や町民起業を促すなどの取り組みを進めるとともに、利用者が事業者選択に活用できるよう、事業所等の情報提供を行います。

また、利用者のニーズに合ったサービスが提供されるよう、事業者との交流・連携を深めます。

2) 支援体制の強化

障がい福祉施策の円滑な推進のため、障がいのある方、事業者、関係団体などによる懇談会などを開催し、それぞれの考えや情報を共有し、連携強化を図るとともに、町の関係部署や国、北海道、他市町村、自治会などとの連携、情報交換などにより福祉行政の推進に努めます。

また、障害者自立支援法に基づく相談支援事業等を効果的に実施するとともに、関係機関・団体等がもつ情報等の共有化を図り、町の実情に応じたサービスの利用支援や相談支援のネットワーク構築を進めるため、ニセコ町障害者等地域自立支援協議会の機能充実に努めます。

3) 住民に対する周知・啓発

障がいや障がいのある人に対する心のバリアを、社会のあらゆる場面で取り除き、障がいのある人とない人が共に暮らす地域共生社会の実現のため、障がいの有無にかかわらず、共に社会、経済、文化などあらゆる分野にわたって活動することを目的とする理念である「ノーマライゼーション」の考え方と、全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う理念である「ソーシャル・インクルージョン」の考え方の普及啓発活動や福祉教育を実施します。

多様な媒体・機会を通じて障がいや病気、各種制度等についての情報提供、啓発を進めるとともに、学校教育や生涯学習の場での福祉教育、福祉学習を進め、「ノーマライゼーション」、「ソーシャル・インクルージョン」の考え方の定着促進に努めます。

4) 財政基盤の確立

障がい福祉の推進に必要な財源については、障がいのある方の意向や民間福祉事業者の事業展開を踏まえ、国及び北海道との協議の上、適切に確保するように努めます。

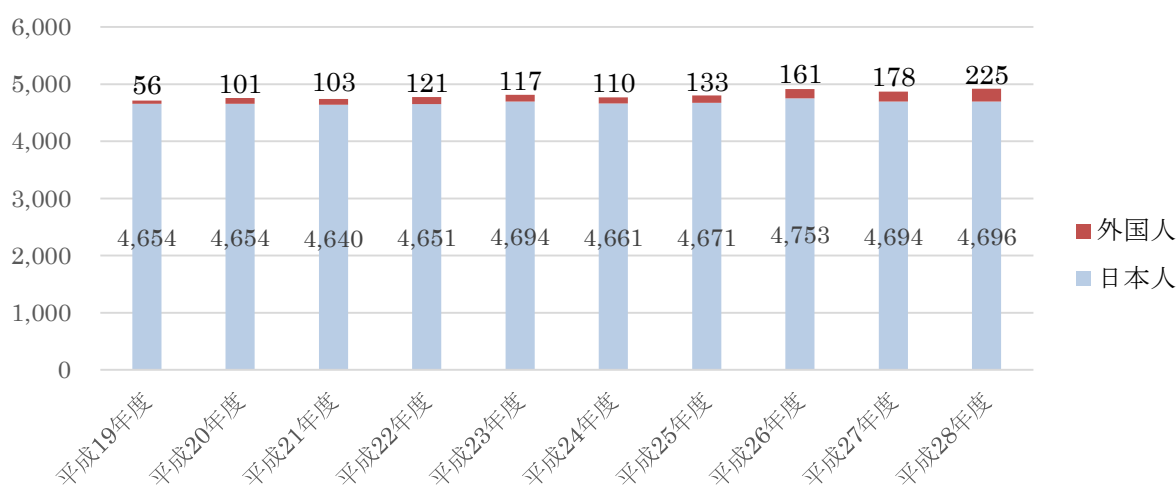
また、各種施策については国の動向や中長期的な財政状況のみならず、地域の状況なども勘案しつつ、優先度の高いものから順に取り組むように努めます。

2 障がいのある人と福祉サービスの状況

2.1 ニセコ町の現況

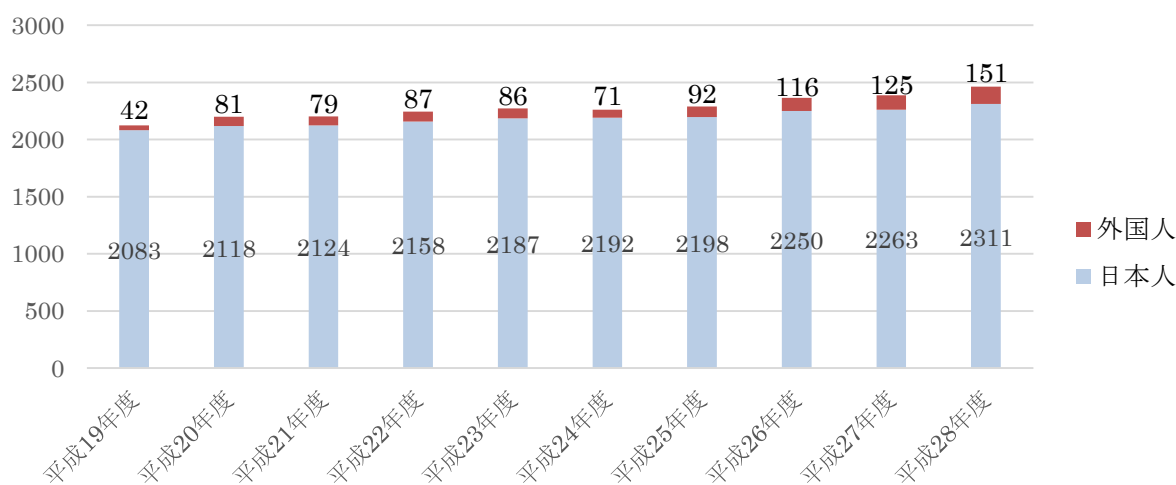
(1) 総人口の推移

当町の総人口は平成 19 年度に 4,710 人でしたが、平成 28 年度には 4,921 人となり、211 人（4.5%）増加しています。また平成 19 年度に 56 人だった外国人人口も、平成 28 年度には 225 人となり、169 人（301.8%）増加しています。



(2) 世帯数の推移

総人口と同様に当町の世帯数も増加傾向にあります。平成 19 年度に 2,125 世帯だった総世帯数は、平成 28 年度には 2,462 世帯となり、337 世帯（15.9%）の増加となっています。また平成 19 年度に 42 世帯だった外国人世帯数も、平成 28 年度には 151 世帯となり、109 世帯（259.5%）の増加となっています。



2.2 障がいのある人の状況

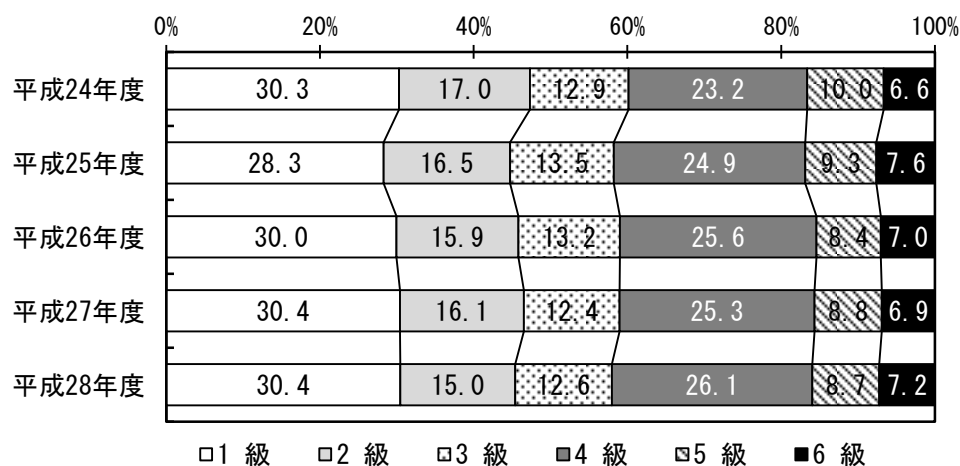
(1) 身体障がいのある人の状況

平成28年度末時点において身体障害者手帳を所持している人は207人で、ここ5年で緩やかに減少しています。

また、等級を重度（1、2級＝特別障害者）、中・軽度（3級以下＝一般障害者）としてみると、重度が45.4%、中・軽度が54.6%となり、若干重度の割合が減少しています。

【身体障害者手帳所持者の推移(等級別)】

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
1級	73	30.3	67	28.3	68	30.0	66	30.4	63	30.4
2級	41	17.0	39	16.5	36	15.9	35	16.1	31	15.0
3級	31	12.9	32	13.5	30	13.2	27	12.4	26	12.6
4級	56	23.2	59	24.9	58	25.6	55	25.3	54	26.1
5級	24	10.0	22	9.3	19	8.4	19	8.8	18	8.7
6級	16	6.6	18	7.6	16	7.0	15	6.9	15	7.2
合計	241	100.0	237	100.0	227	100.0	217	100.0	207	100.0



資料：町保健福祉課

平成 28 年度末の身体障害者手帳所持者数を年齢別にみると、18 歳未満が 3 人、18～64 歳が 39 人、65 歳以上が 165 人となっており、65 歳以上が 79.7% を占めています。

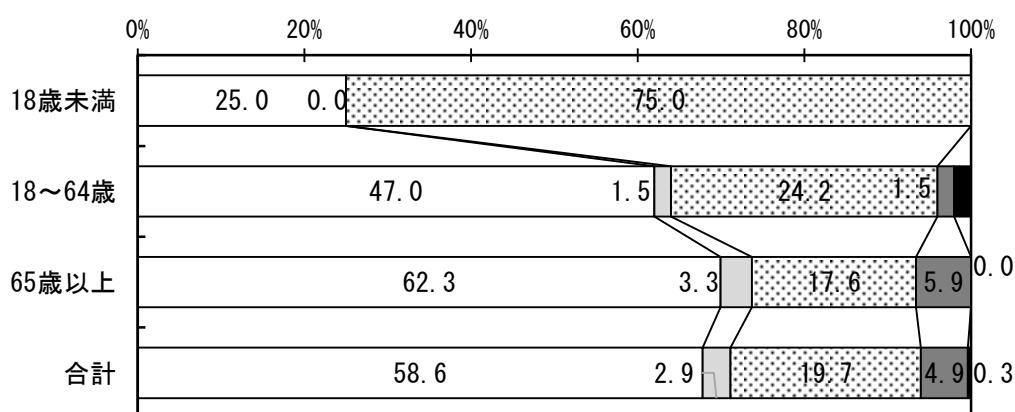
【身体障害者手帳所持者の推移(年齢別)】

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
18歳未満	5	2.1	5	2.1	2	0.9	3	1.4	3	1.4
18～64歳	47	19.5	49	20.7	41	18.1	40	18.4	39	18.8
65歳以上	189	78.4	183	77.2	184	81.1	174	80.2	165	79.7
合計	241	100.0	237	100.0	227	100.0	217	100.0	207	100.0

資料：町保健福祉課

【身体障害者手帳所持者の年齢・障がいの種類別構成(平成28年度末)】

	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
【人数】				
肢体不自由	1	31	149	181
聴覚・平衡機能障がい	-	1	8	9
内部障がい	3	16	42	61
視覚障がい	-	1	14	15
音声・言語機能障がい	-	1	-	1
合計	4	66	239	309
【構成比】				
肢体不自由	25.0%	47.0%	62.3%	58.6%
聴覚・平衡機能障がい	0.0%	1.5%	3.3%	2.9%
内部障がい	75.0%	24.2%	17.6%	19.7%
視覚障がい	-	1.5%	5.9%	4.9%
音声・言語機能障がい	-	-	0.0%	0.3%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



□肢体不自由 □聴覚・平衡障がい □内部障がい ■視覚障がい ■音声・言語障がい

注：重複障がいのある人がいるため、合計は手帳所持者数と一致しない。

資料：町保健福祉課

(2) 知的障がいのある人の状況

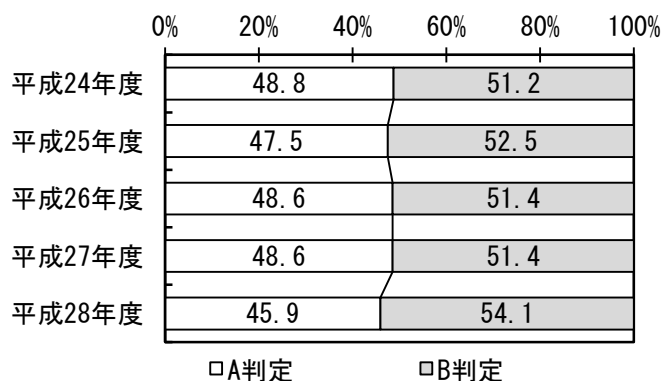
平成28年度末時点において、療育手帳の所持者は37人で、ここ5年はほぼ横ばいで推移しています。

平成28年度末の療育手帳所持者数を年齢別にみると、18歳未満が6人、18～64歳が28人、65歳以上が3人となっており、18～64歳が75.6%を占めています。

また、判定別にみると、A判定（重度）、B判定（中・軽度）ともに各年度20人前後となっており、増減に大きな変化はありません。

【療育手帳所持者の推移(判定・年齢別)】

		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
A判定	18歳未満	1	2.4	1	2.5	1	2.9	1	2.9	1	2.7
	18～64歳	15	36.6	15	37.5	13	37.1	13	37.1	13	35.1
	65歳以上	4	9.8	3	7.5	3	8.6	3	8.6	3	8.1
	計	20	48.8	19	47.5	17	48.6	17	48.6	17	45.9
B判定	18歳未満	6	14.6	6	15.0	3	8.6	3	8.6	5	13.5
	18～64歳	15	36.6	15	37.5	15	42.9	15	42.9	15	40.5
	65歳以上	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0
	計	21	51.2	21	52.5	18	51.4	18	51.4	20	54.1
合計		41	100.0	40	100.0	35	100.0	35	100.0	37	100.0



資料：町保健福祉課

(3) 精神障がいのある人の状況

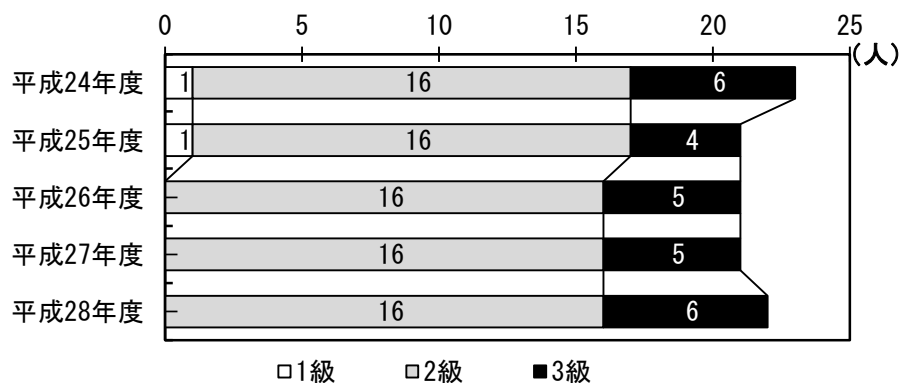
平成28年度末時点における精神障害者保健福祉手帳の所持者は22人で、前年度からは1人増加しました。

平成28年度末の精神障害者保健福祉手帳所持者数を年齢別にみると、18～64歳が16人、65歳以上が6人となっており、18～64歳が72.7%を占めています。

また、等級別にみると、1級が0人、2級が16人、3級が6人となっており、増減に大きな変化はありません。

【精神障害者保健福祉手帳所持者の推移(等級・年齢別)】

		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
1級	18歳未満	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0
	18～64歳	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0
	65歳以上	1	4.3	1	4.8	-	0.0	-	0.0	-	0.0
	計	1	4.3	1	4.8	-	0.0	-	0.0	-	0.0
2級	18歳未満	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0
	18～64歳	15	65.2	15	71.4	12	57.1	12	57.1	12	54.5
	65歳以上	1	4.3	1	4.8	4	19.0	4	19.0	4	18.2
	計	16	69.6	16	76.2	16	76.2	16	76.2	16	72.7
3級	18歳未満	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0
	18～64歳	5	21.7	3	14.3	3	14.3	3	14.3	4	18.2
	65歳以上	1	4.3	1	4.8	2	9.5	2	9.5	2	9.1
	計	6	26.1	4	19.0	5	23.8	5	23.8	6	27.3
合計		23	100.0	21	100.0	21	100.0	21	100.0	22	100.0



資料：町保健福祉課

(4) 難病の人の状況

難病（指定難病）は、国指定が 330 種類、道指定が 5 種類あり、特定疾患医療受給者証が交付されています。

平成 28 年度末現在、町で難病のためこの受給者証を所持している人は 48 人で、国指定の難病が 15 種類、37 人、道指定の難病が 2 種類、11 人となっています。

【特定疾患医療受給者証の交付人数の推移】

単位：人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
【国指定疾患】					
ベーチェット病	1	2	2	2	2
多発性硬化症	2	3	2	2	2
重症筋無力症	-	-	-	-	-
全身性エリテマトーデス	2	1	1	1	1
筋萎縮性側索硬化症	-	-	-	-	-
強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	2	2	2	1	3
潰瘍性大腸炎	6	4	5	5	6
ビュルガー病	1	1	1	1	2
天疱瘡	1	1	1	1	-
脊髄小脳変性症	1	1	1	1	1
クローン病	1	2	2	2	2
悪性関節リウマチ	2	2	2	2	3
パーキンソン病	9	9	10	10	9
後縦靭帯骨化症	1	1	1	1	1
モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症）	-	1	1	1	-
多系統萎縮症	2	2	1	1	-
特発性拡張型（うっ血型）心筋症	3	3	3	2	2
原発性胆汁性肝硬変	1	1	-	-	-
特発性間質性肺炎	-	-	-	-	-
網膜色素変性症	1	1	1	-	-
脊髄性筋萎縮症	1	1	2	2	1
間脳下垂体機能障害	3	3	2	2	1
多発性嚢胞腎	-	-	-	-	1
合 計	40	41	40	37	37
【道指定疾患】					
難治性の肝炎（劇症肝炎を除く）	2	2	-	-	-
下垂体機能障害	-	-	-	-	-
溶血性貧血	-	-	-	-	-
突発性難聴	2	2	2	2	2
シェーグレン症候群	8	8	8	8	9
合 計	12	12	10	10	11
総 計	52	53	50	47	48

資料：町保健福祉課

(5) 障がいのある子どもの状況

障がいのある子どもは、平成29年11月末現在、小学校8人、中学校4人となり、特別支援学級数は、小学校5学級、中学校2学級となっています。

【障がい児の状況(平成29年11月末現在)】

単位：人

	児童総数	特別支援学級数	特別支援対象児童数
幼児センター長時間	109	-	-
幼児センター短時間	48	-	-
小学校	251	5	8
中学校	94	2	4
合計	502	7	12

資料：町学校教育課

2.3 障がい者の支援機能

(1) 障がいのある人のための福祉施設等

町には、障害者小規模作業所「ニセコ生活の家」があり、この施設は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に定める地域生活支援事業の地域活動支援センター（創作活動または生産活動、社会との交流促進などの場を提供する事業を行う）になっています。

また、就労継続支援（B型）と自立訓練機能を行う民間事業所「ライフサポート Q I R A」が新たに開設され、町内のイベントへの出店など広く事業を展開しています。広域的な在宅支援施設と障がい者福祉などの相談窓口は下表のとおりです。

【障がい者広域的在宅支援事業施設一覧】

施設名	概要(所在地)
JA北海道厚生連 倶知安厚生病院	地域センター病院。内科、外科、精神神経科、リハビリテーション科等の総合病院。精神棟では作業療法を実施。関連施設には「ようてい訪問看護ステーション」と「倶知安厚生指定居宅介護支援事業所」 (倶知安町北4条東1丁目2番地 0136-22-1141)
羊蹄山ろく児童 デイサービスセンター	児童デイサービスセンターとして、通所児童のデイサービスを実施。 (倶知安町北3条東2丁目4番地 0136-22-6970)
北海道中央児童相談所	児童相談、助言、一時保護、幼児虐待など専門のスタッフが相談・指導等を実施 (札幌市中央区円山西町2丁目1番1号 011-631-0301)
北海道余市養護学校	学校の障がい児童個々のニーズに応じ適切な教育的支援を行う「特別支援教育」のコーディネーターとして、情報提供や各学校、保育所、団体等への支援を実施 (余市町梅川町 377 番地 3 0135-23-7831)

資料：町保健福祉課

【障がい者福祉などの相談窓口一覧】

相談窓口	概 要(所在地)
■生活	
ニセコ町社会福祉協議会	ボランティアセンター、共同募金などの活動のほか、心配事相談所や福祉総合相談所を開設し、福祉に関するさまざまな相談に対応 (ニセコ町字富士見 95 番地 0136-44-2234)
■療育・教育	
羊蹄山ろく発達支援センター	発達にかかわる育児全般の相談 (倶知安町北 3 条東 2 丁目 4 0136-22-6970)
■就労	
ハローワーク倶知安	障がいのある人のための職業相談や各種制度の紹介 (倶知安町南 1 東 3 丁目 1 0136-44-0248)
■一般	
ニセコ町保健福祉課	補装具の給付や特別障害者手当の支給、施設入所などの日常生活の各種相談に応じて福祉サービスを提供。各専門機関の各種制度の連絡窓口のほか、障がいの早期発見・予防活動を実施。児童の療育や障がい者のホームヘルプサービスなどの相談。 (ニセコ町字富士見 47 番地 0136-44-2121)
羊蹄山ろく相談支援センター	障がいのある人が地域で安心した生活を送り続けられるよう、利用者のニーズにあった支援を地域の関係機関と連携して実施 (倶知安町南 3 条東 2 丁目 1 0136-21-2227)
障害者相談員	身体障害者相談員、知的障害者相談員が各 1 人おり、障がいのある人や家族の相談対応を実施 (ニセコ町字富士見 47 番地(事務局))
民生委員児童委員	各地区で障がいのある人の福祉についての相談対応を実施。平成 29 年 1 月現在の委員数は 15 人。 (ニセコ町字富士見 47 番地(事務局))
倶知安保健所	精神障がい者社会復帰施設や地域共同作業所利用の相談、精神障がい回復者の相談、精神障がい者家族会の支援、学習会の実施、心の健康についての相談や訪問支援などを実施。 (倶知安町北 1 条東 2 丁目 0136-23-1914)
ニセコ町身体障害者福祉協会	会員組織で、スポーツ大会や研修旅行、新年会などの行事を行い、会員相互の親睦を深めて福祉の増進を図る (ニセコ町字富士見 95 番地(社会福祉協議会))

資料：町保健福祉課

(2) 障がい者福祉サービスの利用状況

障がい者福祉サービスの利用状況は下表のとおりです。

【障がい福祉サービスの利用状況】

サービス名		(単位)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
各種 扶 助 事 業	補装具の交付（修理）	(件)	17	18	14	12	16
	重度障害者等日常生活用具給付（貸与）	(件)	51	78	108	104	118
	タクシーチケットの交付	(人)	67	69	68	71	65
	ニセコ駅前温泉入館料扶助	(延べ人)	1,443	1,097	1,111	1,159	1,352
	障害者住宅改修扶助	(件)	-	2	1	2	-
	紙おむつのサービス	(人)	14	14	16	18	18
	重度心身障害者医療助成制度	(人)	117	99	110	81	73
	障害認定による後期高齢者医療	(人)	14	14	29	30	31
	精神障害者通院医療費公費負担	(人)	58	66	74	79	83
年 金 ・ 手 当	国民年金（障害基礎年金）	(人)	73	73	78	72	74
	厚生年金（障害厚生年金）	(人)	9	7	7	6	7
	障害児福祉手当	(人)	6	6	2	1	1
	特別障害者手当	(人)	2	3	6	6	5
	特別児童扶養手当	(人)	10	10	10	8	6
	外国人高齢者・障害者福祉手当	(人)	-	-	-	-	-
	心身障害者通所福祉手当	(人)	1	1	1	1	5
	羊蹄山ろく児童デイサービスセンターなどへの交通費助成	(人)	10	10	10	13	15
じん臓機能障害者通院福祉手当	(人)	6	7	7	8	8	

資料：町保健福祉課

2.4 地域の現状と課題

(1) アンケート調査の概要

当町にお住まいの障がい者の実態やニーズを調査し、本計画への反映を行うことを目的として「ニセコ町障がい者アンケート調査」を実施しました。

1) 調査対象母集団

ニセコ町の住民基本台帳に住所を有する者であって、次の各障害者手帳所持者。

- ①身体障がい者（身体障がい者手帳の所持者）
- ②知的障がい者（療育手帳の所持者）
- ③精神障がい者（精神保健福祉手帳の所持者）

2) 調査方法

郵送法による全数調査

3) 調査基準

平成 29 年 10 月 1 日現在

4) 調査期間

平成 29 年 10 月 17 日から平成 29 年 10 月 31 日まで

5) 配布数と回収数

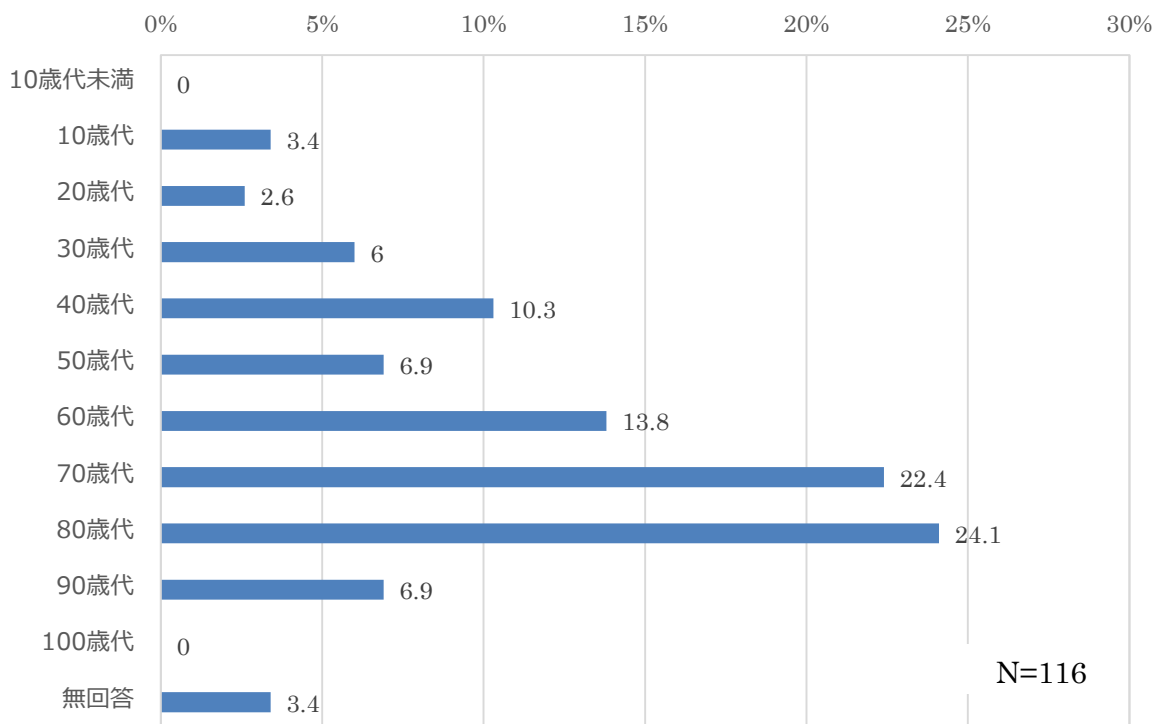
配布数 234 部、回収数 116 部（回収率 49.6%）

(2) アンケート調査の結果

1) 障がいのある人の生活の状況

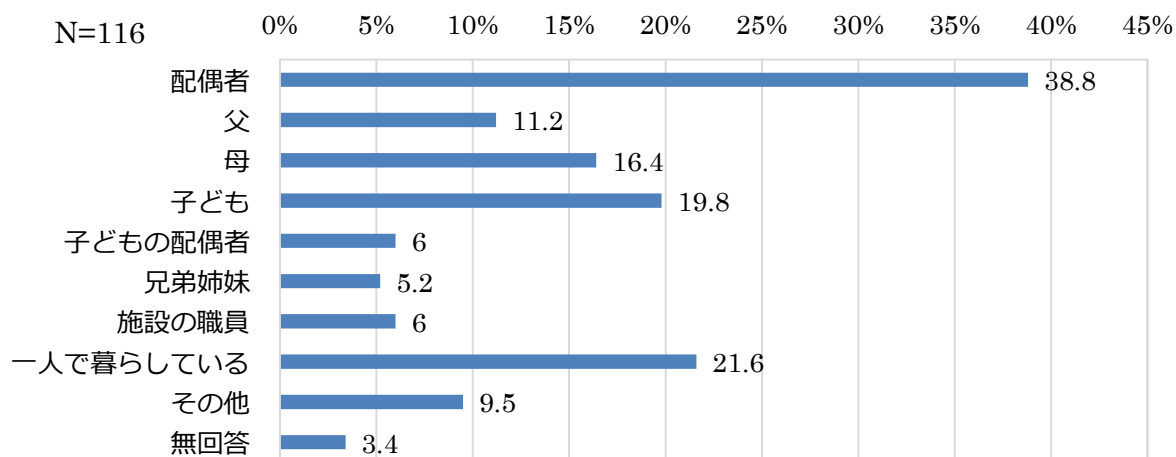
①年齢について

60歳代以上の高齢者が全体の67.2%を占めており、高齢化の進行が課題となっています。



②生活形態について

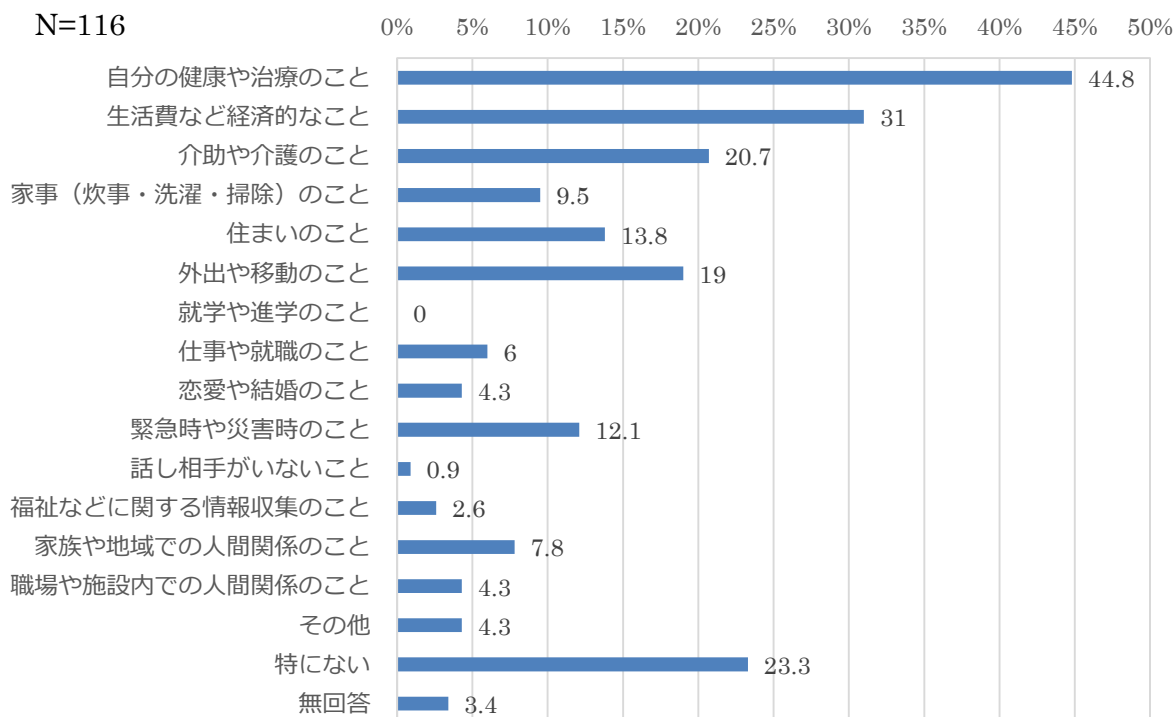
一人で暮らしている方が21.6%存在しており、こうした独居の方々へのサポート拡充が課題となっています。



2) 日常生活における困りごとや悩み

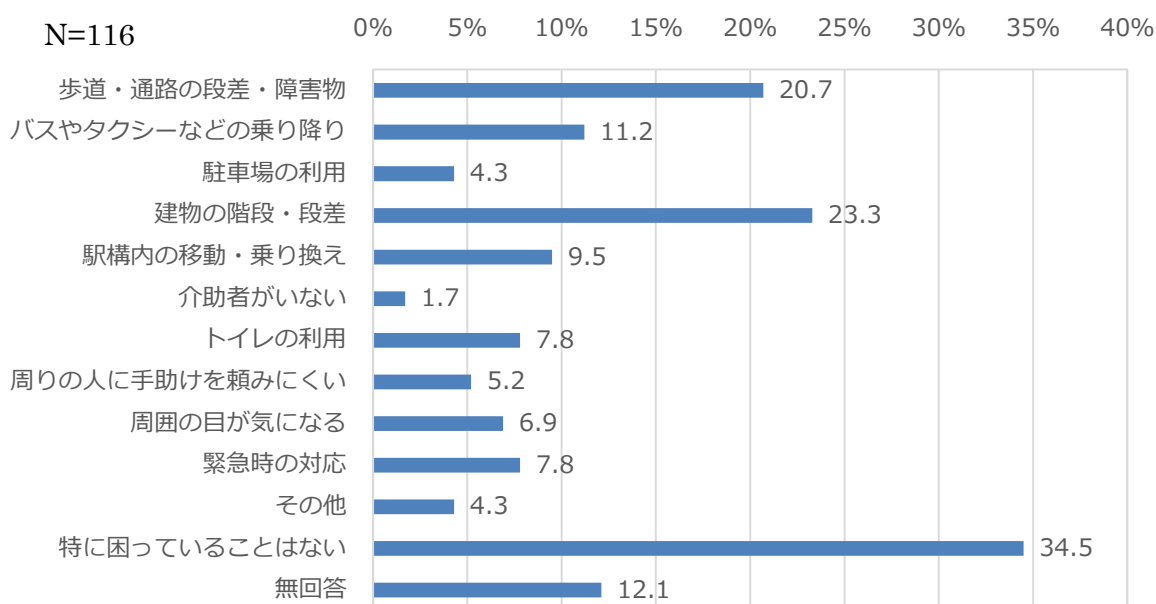
①不安や悩み

現在の悩み、相談したいこととして、「自分の健康や治療のこと」(44.8%)、「生活費など経済的なこと」(31%)、「介助や介護のこと」(20.7%)を挙げる回答者が多く存在しています。



②外出時の困りごと

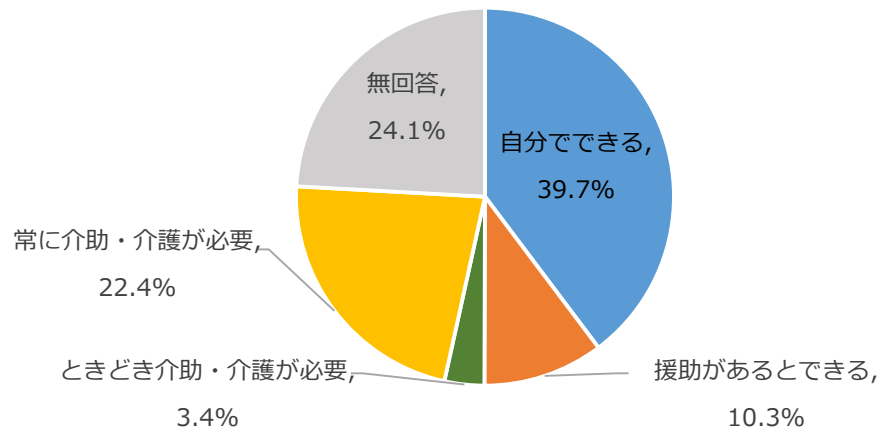
困りごととして「建物の階段・段差」(23.3%)、「歩道・通路の段差・障害物」(20.7%)、「バスやタクシーなどの乗り降り」(11.2%)が挙げられています。



③災害時の避難可否

火事などの災害時に一人で避難「できない」方々が 36.1%存在しています。

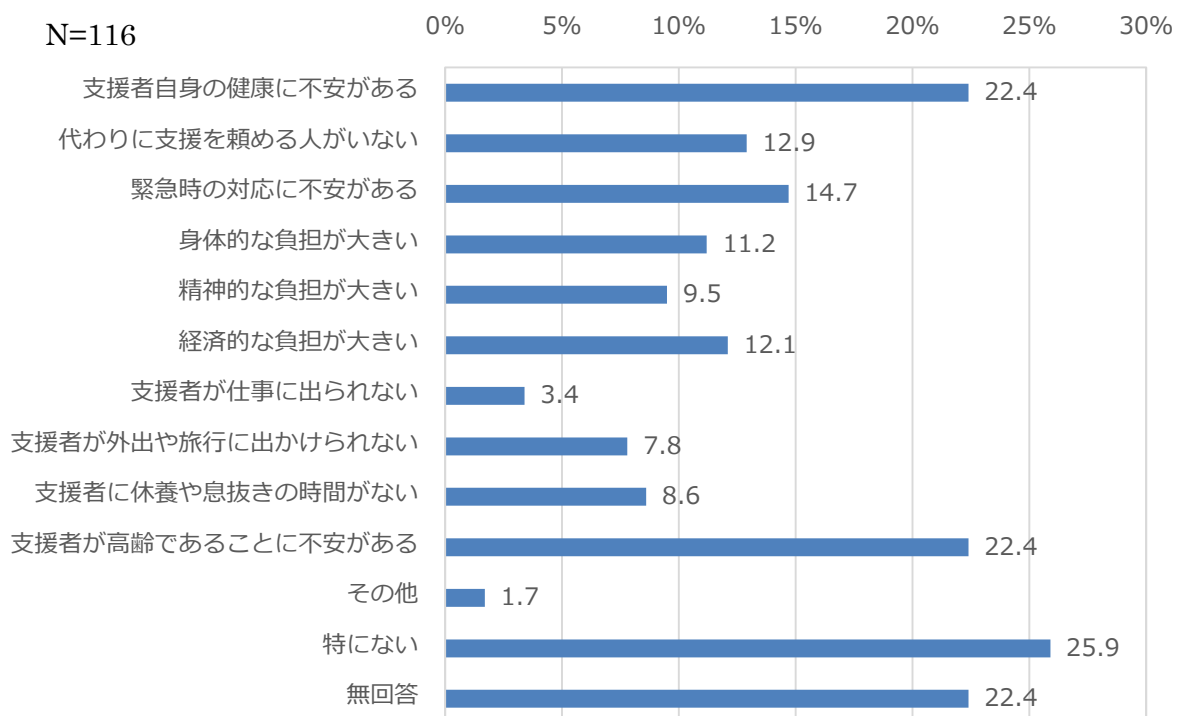
N=116



④支援（援助・介助・介護）について感じていること

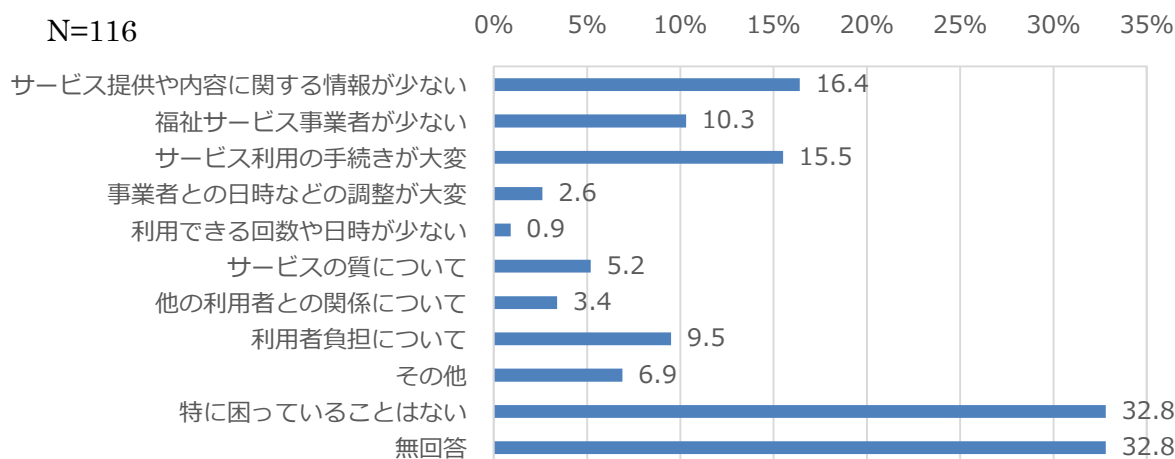
「支援者自身の健康に不安がある」「支援者が高齢であることに不安がある」（ともに 22.4%）とする回答者が多く存在しており、こうした施策の拡充が課題となっています。

N=116



⑤障がい福祉サービス利用上の困りごと

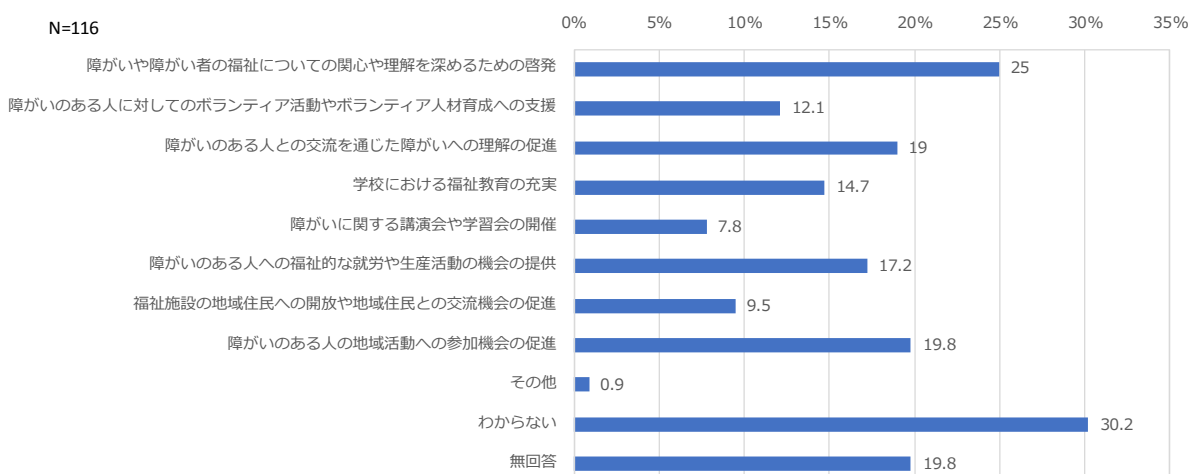
「サービス提供や内容に関する情報が少ない」（16.4%）という回答が多くみられました。さらなる情報発信施策の拡充が課題となっています。



3) よりよい暮らしのために必要なこと

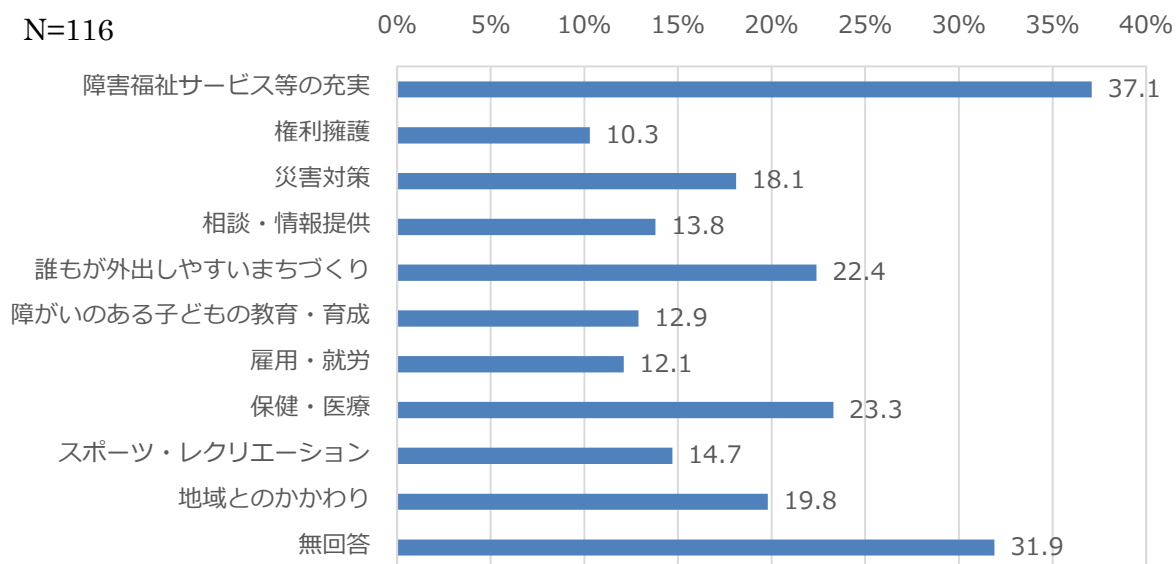
①障がいへの町民の理解を深めるために必要な施策

最も多かった回答は「障がいや障がい者の福祉についての関心や理解を深めるための啓発」（25%）、次いで「障がいのある人の地域活動の参加機会の促進」（19.8%）、「障がいのある人との交流を通じた障がいへの理解の促進」（19%）順でした。こうした周囲の理解向上、交流の促進、協力が得られる仕組みづくりが課題となっています。



②今後推進を希望する施策

最も多かった回答は、「障がい福祉サービス等の充実」(37.1%)、次いで、「保健・医療」(23.3%)、「誰もが外出しやすいまちづくり」(22.4%)の順でした。こうした町民の要望に応える施策づくりが課題となっています。



3 障がい者計画

3.1 計画の基本方針

(1) 基本理念

本計画は、障害者基本法にもとづいたものであり、第2次計画の策定時と方向性は変わらないことから、「基本理念」は第2次計画を継続して設定するものとします。

基本理念

障がいのある人の人権が尊重され
自分らしく自立して暮らせる
共生のまちニセコ

(2) 基本の方針

基本理念にもとづく、以下の基本の方針に従い、障がい者施策の展開を図っていきます。

基本の方針 1 自立した生活に向けた支援

支援が必要な人の暮らしを支え、地域における自立した生活を支援するため、障がいのある人のニーズを把握し、それぞれのニーズに対応する適切な支援へとつなぐ相談・支援体制の充実を図ります。

地域における障がいに対する認識や理解を深め、障がいのある人の活動を制限しているバリアを取り除くとともに、障がいの有無にかかわらず、それぞれの持つ能力を最大限に発揮し、自立や社会参加等の自己実現の達成に向けた支援を提供します。

基本の方針 2 当事者の特性に配慮したきめ細かい支援

障がいのある人の障がい特性、障がいの状態、生活実態、年齢等によって、必要となる支援はさまざまです。また、女性や子どもの障がいのある人は複合的な困難に直面する場合もあり、きめ細かい配慮が求められます。

障がいのある人の高齢化、重度化、多様化、生活実態、年齢・性別等、障がい者のさまざまな特性に応じた適切な施策を推進します。

障がいのある人が各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、福祉、教育、文化芸術・スポーツ、保健、医療、労働、生活環境、社会参加、雇用・就業等の各分野の連携を強化し、切れ目のない支援を行います。支援にあたっては、障がいのある人が日常生活や社会生活で直面する困難に着目するとともに、障がいのある人の自立と社会参加の支援という視点を重視します。

また、地域の実情に即した適切なサービス体制を構築するため、地域や近隣市町村との連携・協力を図ります。

(3) 基本目標

基本目標 1 ともに育ち、ともに学ぶ

障がいのある人が、住み慣れた地域で自分らしく生きがいをもって暮らしていくためには、自立と社会参加に必要な能力を培うための教育がとても大切です。

乳幼児期から学校卒業まで一貫した療育と教育を行い、教育的支援を進めます。

基本目標 2 生きがいをもって、働く

障がいのある人が、自立して生活していくためには働くことが重要になります。

障がいのある人一人ひとりの選択による、福祉的就労や一般就労への移行を進めるため、企業や関係機関・団体等との連携を深めながら、就労後の支援や訓練機会の確保、再訓練・再学習の機会の確保なども含めた支援体制の充実に努めます。

基本目標 3 健やかに、元気で暮らす

障がいのある人の保健・医療は、早期発見・早期対応が特に重要です。

また、障がいのある人の高齢化が進んでおり、高齢化に伴う病気などへの対応も充実させる必要があります。

そのため障がいのある人への保健・医療・リハビリテーション等の適切な提供に努めるとともに、障がいの早期発見・早期対応のための健診・相談体制の充実に努めます。

基本目標 4 自立し、充実して暮らす

障がいのある人の地域生活を支えるためには、相談支援体制の整備や福祉サービスの量的・質的充実をはかっていく必要があります。

そのため、情報提供・相談支援、権利擁護などの生活支援事業を進めるとともに、広域的連携や関係機関・団体等との連携を密にしながら、各種サービス基盤の充実に努めます。

また、スポーツや文化活動などの充実を図るとともに、交流・社会参加機会の拡充に努めます。

基本目標 5 安全に、安心して暮らす

障がいの有無に関わらず、安全に安心して生活することは誰もが望む生活環境です。

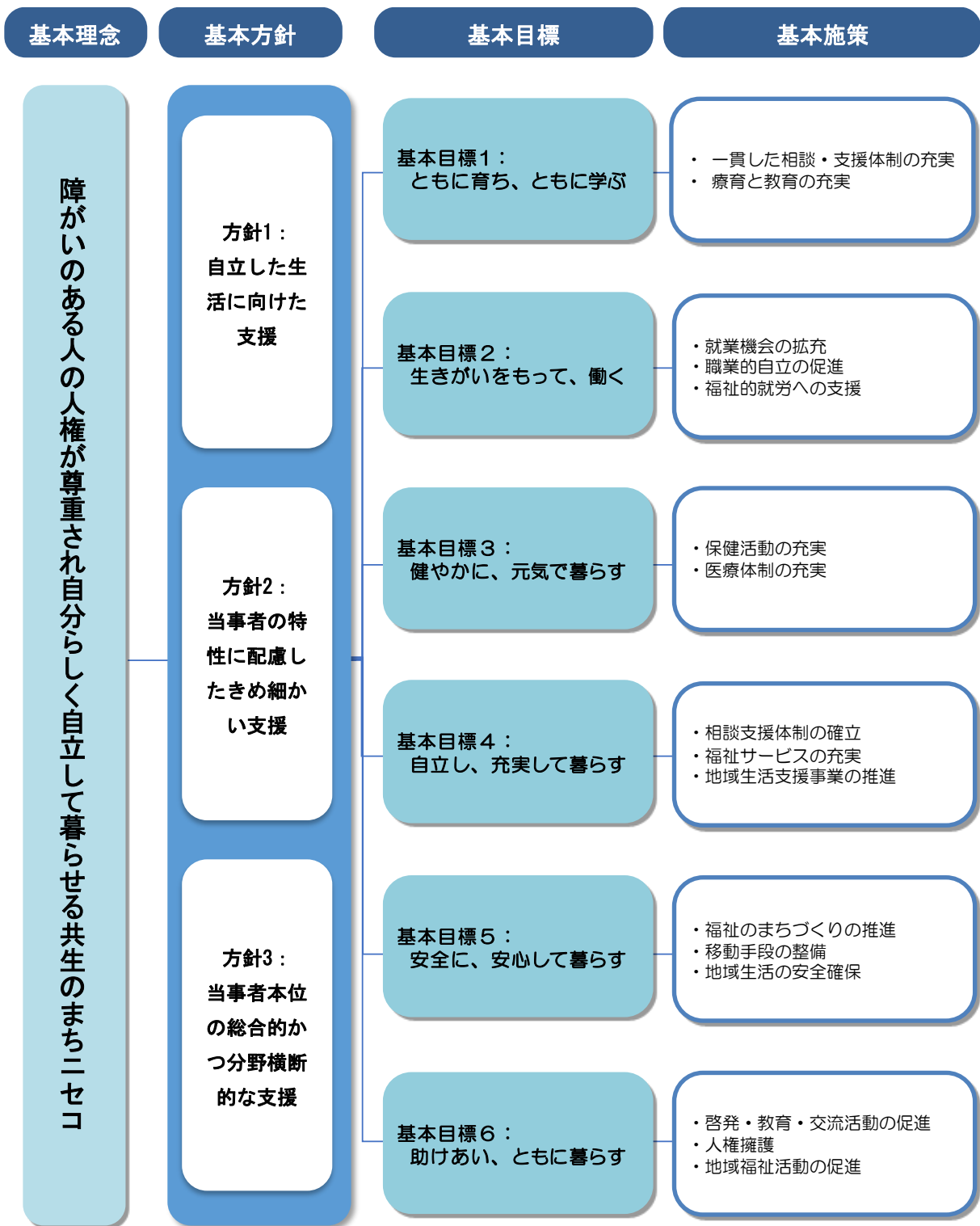
そのため、ユニバーサルデザインの考え方を浸透させ、安全・安心な生活環境の創出をめざします。

また、町民をはじめさまざまな機関・団体等と協働し、防災・防犯体制の確立に努め、情報伝達や災害時の避難・救援体制の整備を進めます。

ノーマラーゼーションの考え方、全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う「ソーシャル・インクルージョン」の考え方の定着化を進めながら、お互いを尊重しあい、差別や偏見のない地域社会をつくっていくために、日常的に助けあいや支えあい、見守り・声かけがあり、必要な時には応援できる町民主体の地域福祉活動を促進します。

また、社会福祉協議会、障がい者団体やボランティア団体、社会福祉法人、各種団体、関係機関等のネットワークづくりを進めます。

4) 施策の体系



3.2 障がい者施策の推進

基本目標1 ともに育ち、ともに学ぶ

◆基本施策1. 一貫した相談・支援体制の充実

障がいの早期発見・早期療育に努めるとともに、乳幼児期から一貫した療育や相談ができる体制の充実に努めます。

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">①乳幼児健診・保健・栄養指導、相談体制の充実②小中学校での相談体制の充実③地域子育て支援センター事業の充実④発達障がい、心の問題等への対応の充実⑤地域包括支援事業の充実⑥道、保健所等との連携強化
--------	--

◆基本施策2. 療育と教育の充実

障がいを早期に発見し早期療育に結びつけられるよう、健診受診を促すとともに、健診後のフォローや早期支援、関係機関等と連携した療育の充実に努めます。

障がいのある子どもたちへの専門性に基づいた教育はもとより、障がいのない子どもたちと、ともに学び育ちあう教育を進めます。

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">①広域的連携による発達支援（児童デイサービス）の充実②広域的連携による地域療育体制の充実③子ども・子育て支援事業計画の推進④障がい児保育の推進⑤特別支援教育の充実⑥教育支援委員会活動の充実⑦教育関係機関等との連携による障がい児教育相談の充実⑧交流教育・福祉教育の推進⑨障がい児の放課後児童対策の推進⑩関係機関と連携した就職教育の推進
--------	---

基本目標 2 生きがいをもって、働く

◆基本施策 1. 就業機会の拡充

ハローワークや商工会等との連携を深めながら企業等への働きかけを行い、障がいのある人の雇用機会の拡大と障がいのある人への理解の促進に努めます。

あわせて、公共機関の雇用機会の確保に努めます。

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">①企業等への啓発の推進②各種雇用制度周知と活用促進③公共機関等での障がい者雇用の推進④障がいのある人への雇用等の情報提供
--------	---

◆基本施策 2. 職業的自立の促進

障がいのある人と企業等への就労に関する情報提供や相談機能を強化し、障がいのある人が自分の能力に応じた適切な就労ができるよう、就労の促進と定着への支援に努めます。

特別支援学校を卒業した障がいのある子どもたちの就労に向けた取り組みを促進します。

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">①障害者就業・生活支援センターとの連携促進②企業等への啓発③職場環境等の整備促進④ジョブコーチ等の周知と利用促進⑤関係機関と連携した職場定着、継続就労に向けた相談支援
--------	---

◆基本施策 3. 福祉的就労への支援

就労支援事業所・就労移行支援事業所・就労継続支援事業所と連携しながら、福祉的就労の場の確保と環境整備に努めます。

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">①関係機関と連携し地域活動支援センターを支援②就労支援事業の促進③就労支援事業所への発注拡大④就労への前段階に位置づけた集いの広場の整備検討
--------	---

基本目標3 健やかに、元気で暮らす

◆基本施策1. 保健活動の充実

障がいの早期発見・早期治療、二次障がい予防、障がいの重度化防止のため、人生各期に応じた健康づくりを推進・支援します。

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">①病気の予防と早期発見のための健診・検診、健康教室、健康相談事業等健康づくりの推進②妊娠期、乳幼児期を通じた健診、健康相談事業の推進③関係機関と連携した精神保健対策の推進④精神障がいに関する正しい知識の普及と理解の促進⑤認知症高齢者対応の充実⑥精神障がいのある人の社会復帰支援⑦障がいのある高齢者の介護予防の推進
--------	--

◆基本施策2. 医療体制の充実

医療機関との連携で、障がいのある人が適切な医療・リハビリテーション・療育が受けられるよう体制整備に努めます。

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">①広域的連携を含む医療機関等との連携強化②関係医療機関等との連携によるリハビリテーション支援の充実③保健・医療・福祉・教育、関係機関等との連携強化による発達支援体制の充実④障害者医療費（公的医療助成制度・精神通院医療・更生医療・療養介護医療等）助成の推進⑤医療機関との連携強化による難病の人への情報提供・相談支援の推進⑥発達障がいや病気に対する正しい知識の普及啓発
--------	---

基本目標4 自立し、充実して暮らす

◆基本施策1. 相談支援体制の確立

障がいのある人とその家族等の生活全般にわたる相談、保健・医療・福祉サービスについての相談に総合的に対応する体制の整備に努めます。

また、道、保健所等関係機関等との連携を強めながら、障がい者ケアマネジメント体制の充実を図ります。

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">①総合的な相談体制の充実②広報活動の推進③ケアマネジメント体制の整備④関係事業所等との連携による特定相談支援事業、障害児相談支援事業の促進
--------	--

◆基本施策2. 福祉サービスの充実

サービスを必要とする人に適切にサービス提供できるよう基盤の整備に努めます。また、訪問系サービス事業所、児童発達支援、放課後対応、短期入所等不足する事業所の確保を図るため、各種事業所・団体等との連携を強化し、障がいのある人が安心してサービスを利用できる体制を整えます。

障害者施策については、障害者総合福祉法（仮称）の制定など国で見直しが行われており、制度改正に関する情報提供に努めます。

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">①訪問系サービスの充実（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援等）②日中活動系サービスの充実（生活介護・自立訓練・就労系サービス等）③一時的支援の充実（児童発達支援・短期入所等）④補装具費等への支援⑤施設から地域生活への移行促進⑥各種障害者手当（特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当・重度心身障害者（児）介護手当・福祉年金等）⑦難病患者等の在宅生活支援⑧各種制度の広報啓発⑨専門職等人材の確保
--------	---

◆基本施策3. 地域生活支援事業の推進

障がいのある人の地域での生活を支えるため、利用者本位の考え方にたった相談支援の充実や権利擁護を進めます。

障がいのある人にとって大切な相談支援の充実と地域での相談支援体制を確立するため、ニセコ町障害者等地域自立支援協議会の充実を支援します。

あわせて、関係機関・団体等、サービス事業者、保健・医療・教育・雇用を含めた関係者との連携強化に努めます。

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">①相談支援事業の推進（指定相談支援事業者・障害者自立支援協議会・成年後見制度支援事業）②コミュニケーション支援事業の推進（聴覚・言語機能・音声機能に障がいのある人への支援。手話通訳者派遣等）③日常生活用具給付等事業の推進④移動支援事業の推進（ガイドヘルパー派遣等）⑤地域活動支援センター事業の促進
---------------	--

基本目標5 安全に、安心して暮らす

◆基本施策1. 福祉のまちづくりの推進

障がいのある人が地域社会の中で自立的に生活できるよう、また、誰もが安全に安心して暮らせるよう、ユニバーサルデザインに基づく生活環境の整備に努めます。

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">①生活福祉資金貸付制度の普及②公営住宅等の整備③住宅改修への支援④除雪サービスの推進⑤公共施設のバリアフリー化の推進⑥民間施設のバリアフリー化の促進⑦案内表示の充実
--------	--

◆基本施策2. 移動手手段の整備

公共交通機関、道路・歩道などの交通環境の整備に努め、安全に安心して外出できる環境づくりを進めます。

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">①公共交通機関のバリアフリー化の促進②オンデマンドバスの運行③道路や歩道の整備促進④福祉タクシーチケットの交付⑤各種助成制度の普及（運賃助成・自動車改造費助成・税減免制度等）⑥道路や歩道の除排雪の充実
--------	---

◆基本施策3. 地域生活の安全確保

災害等の緊急事態発生時に適切な情報提供と避難・救援が行えるよう、関係機関・団体等と連携し、要援護者の避難・救援体制の整備に努めます。

また、障がいのある人をはじめ町民が犯罪等に巻き込まれないよう、関係機関・団体等と連携し防犯体制の整備に努めます。

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">①地域防災計画の推進②災害時要援護者支援マニュアルに即した取り組みの推進③障がいのある人に配慮した情報伝達手段の拡充④自主防災組織の活動促進⑤障がいのある人等に配慮した避難場所の整備⑥防犯対策の推進⑦交通安全対策の推進
--------	---

基本目標6 助けあい、ともに暮らす

◆基本施策1. 啓発・教育・交流活動の促進

いろいろな媒体・機会を通じて障がいや病気、各種制度等についての情報提供、啓発を進めるとともに、学校教育や生涯学習の場での福祉教育、福祉学習を進め、ノーマライゼーションの考え方の定着につながる“心のバリアフリー”の促進に努めます。

また、さまざまな機会を通じて交流活動を進め、共生社会の実現に向けた意識の向上に努めます。

あわせて、障がいのある人が生涯学習やスポーツ活動等に参加できるよう、機会・場の創出と環境の整備、活動支援に努めます。

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">①多様な情報媒体を活用した広報啓発の推進②情報バリアフリーの推進③福祉教育・人権教育の推進④福祉学習の推進⑤地域での多様な交流の推進⑥障害者団体・関係団体の活動促進⑦各種講座・教室、講演、イベント等の充実⑧社会福祉協議会や各種団体等の取り組み支援
--------	--

◆基本施策2. 人権擁護

平成23年8月の改正障害者基本法、同年10月の障害者虐待防止法、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえ、障がいの有無に関わらず人としての尊厳をもって生きることができるよう、障がいのある人の権利擁護と差別防止、虐待防止の取り組みを進めます。

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">①障がいのある人への差別と虐待の防止②成年後見制度の周知普及と利用促進③地域福祉権利擁護事業の周知普及と利用促進④社会福祉協議会等関係機関との連携強化
--------	--

◆基本施策3. 地域福祉活動の促進

障がいの有無に関わらず誰もが尊重され、ともに助けあい支えあう共生社会を実現するために、地域福祉活動の活発化に努めます。

また、地域福祉を担う人材や団体等の育成と活動の活発化を支援します。

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none">①NPO、ボランティア組織の育成と活動支援②当事者団体・家族会等の活動支援③社会福祉協議会との連携によるボランティア育成の促進④社会福祉協議会活動への支援⑤地域での主体的な地域福祉活動の促進
--------	---

4 障がい福祉計画

4.1 基本的な考え方

(1) 基本理念

「第 5 期ニセコ町障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」の「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである。」との理念を実現するため、第 88 条に基づき、国の定める基本指針に即し、地域において必要な「障がい福祉サービス」及び「相談支援」並びに「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう、平成 32 年度における障がい福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

また「児童福祉法」の一部改正により、同 33 条の 20 にて市町村は基本指針に即して「障がい児福祉計画」を定められるものとされ、同計画は「障害者総合支援法」第 88 条第 1 項に規定する市町村障がい福祉計画と一体のものとして作成することができることとされているため、当町では障がい福祉計画に一体のものとして作成をしています。

国が示す本計画の基本理念は以下の 5 点です。

1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
3. 入所等から地域生活移行への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
4. 地域共生社会の実現に向けた取組
5. 障害児の健やかな育成のための発達支援

当町では上記に示した国の基本理念を当町の本計画においても踏襲いたします。

4.2 (サービス提供における) 基本的方針

(1) 施策の方向性

本計画では、基本理念の実現に向け、国の施策の方向性を勘案し次の 10 の施策の方向性を掲げます。

1) 地域における生活の維持及び継続の推進

地域生活支援拠点等の整備を一層進めるとともに、障害者総合支援法の改正において円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービス（自立生活援助）が創設されたこと、「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論を勘案し、基幹相談支援センターと連携します。

2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

これからの精神保健福祉のあり方に関する検討会の議論を踏まえながら、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

3) 就労定着に向けた支援

障害者総合支援法の改正において、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス（就労定着支援）が創設されたことを踏まえ、より一層の就労移行支援サービスの充実を図ります。

4) 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

障がい児支援の提供体制を計画的に確保するため、障がい児福祉計画を策定することとなったことから、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築、ライフステージに応じた切れ目の無い支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援の拡充に努めます。

5) 地域共生社会の実現に向けた取組

「ニッポン一億総活躍プラン」では、全ての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組を行うべきとされていることから、高齢者、障がい者、児童等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなるようにすることや、「地域共生社会」を実現するため、障がい福祉分野についても住民団体等によるインフォーマルへの支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組めるような仕組みづくりを進めます。

6) 発達障がい者支援の一層の充実

改正された発達障害者支援法を踏まえ、関係者等が相互の連絡を図ることにより、地域における発達障がいの課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制整備を計画的に図る必要があるため、その手段としての児童発達支援センターとより一層の連携を図ります。

7) 障害者虐待の防止、擁護者に対する支援

平成 24 年 10 月 1 日に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」）にもとづき、障がいの尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、障がいを現に養護する人（養護者）に対して支援措置を講じることを進めます。

8) 障がいを理由とする差別の解消の推進

平成 28 年 4 月 1 日から施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）にもとづき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい者差別の解消のために一層の啓蒙活動を推進します。

9) 難病患者への一層の周知

特定医療費の支給認定を行う北海道や難病患者等の相談に応じるため、関係機関との連携により、難病患者本人に対して必要な情報提供を行う等の取り組みにより、障がい福祉サービス等の活用が促されるようにします。

10) 意思決定支援、成年後見人制度の利用促進

地域生活支援制度を通じて成年後見制度の周知を図ります。保健・医療・福祉・介護が連携して、成年後見制度が必要な人への支援に努めます。また平成 29 年度以降に各市町村において作成に努めることとされている市町村成年後見制度利用促進基本計画との整合性が保たれるよう取り組みます。

(2) 地域生活移行にかかる目標

第5期計画では、これまでの計画に引き続き、障がいのある人の地域生活移行や就労支援に関する目標を、平成32年度を最終目標年度として設定することとされています。

1) 施設入所者の地域生活への移行

<p style="text-align: center;">【国の指針】 平成32年度までの目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本。 ● 平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本。
--	--

【数値目標の設定】

項目	数値	備考
(基準) 全入所者数(A)	7人	平成28年度末の施設入所者数
(目標) 地域移行者数(B)	0人	平成32年度末の地域移行者数
(目標) 施設入所者数(C)	6人 2%以上	平成32年度末の施設入所者数 ※H28年度施設入所者数に対する割合

2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

<p style="text-align: center;">【国の指針】 平成32年度までの目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成32年度末までに全ての圏域ごとに、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本。 ● 平成32年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本。市町村単位での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。 ● 平成32年度末の精神病床における1年以上長期入院患者（65歳以上、65歳未満）を国が提示する推計式を用いて設定する。 ● 精神病床への入院後3か月時点の退院率については69パーセント以上とし、入院後6か月時点の退院率については84パーセント以上とし、入院後1年時点の退院率については90パーセント以上とすることを基本。
--	--

当町においては、保健、医療、福祉関係者による協議の場として設置している、ニセコ町障害者等地域自立支援協議会を活用することを目標とする。

【数値目標の設定】

項目	数値	備考
(目標) 平成 32 年度末の精神病床の 1 年以上入院患者数 (65 歳以上、65 歳未満)	1 人	国が提示する推計式を用いて設定
(目標) 精神病床への入院後 3 か月時点の退院率	69%以上	
(目標) 精神病床への入院後 6 か月時点の退院率	84%以上	
(目標) 精神病床への入院後 1 年時点の退院率	90%以上	

3) 地域生活支援拠点等の整備

<p>【国の指針】 平成 32 年度までの目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域生活支援拠点等について、平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本。
---------------------------------	--

当町においては、地域生活支援拠点等として設置している、ニセコ町障害者等地域自立支援協議会を活用することを目標とする。

4) 福祉施設から一般就労への移行

①一般就労への移行者数

<p>【国の指針】 平成 32 年度までの目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成 32 年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本。
---------------------------------	--

【数値目標の設定】

項目	数値	備考
(基準) 平成 28 年度の一般就労への移行実績	0 人	平成 28 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
(目標) 一般就労移行者数	2 人	平成 32 年度の一般就労移行者数 ※H28 年度の一般就労移行実績に対して 1.5 倍以上増

②就労移行支援事業利用者数

<p>【国の指針】 平成 32 年度までの目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成 32 年度末における利用者数が平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加することを目指す。
---------------------------------	--

【数値目標の設定】

項目	数値	備考
(基準) 平成 28 年度末の就労移行支援事業利用者	1 人	平成 28 年度末において、就労移行支援を利用している人数
(目標) 一般就労移行者数	2 人	平成 32 年度末の就労移行支援事業利用者数 ※H28 年度末の就労移行支援事業利用者数に対して 2 割以上増

③就労移行支援事業書毎の就労移行率

<p>【国の指針】 平成 32 年度までの目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指す。
---------------------------------	--

【数値目標の設定】

項目	数値	備考
(基準) 町内にある就労移行支援事業所数	0 箇所	
(目標) 目標年度の就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所数	0 箇所	平成 32 年度末において、就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所数

④就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率

<p style="text-align: center;">【国の指針】 平成 32 年度までの目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率に係る目標値を設定することとし、当該目標値の設定に当たっては、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本。
--	--

【数値目標の設定】

項目	数値	備考
(目標) 職場定着率	8割以上	就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率

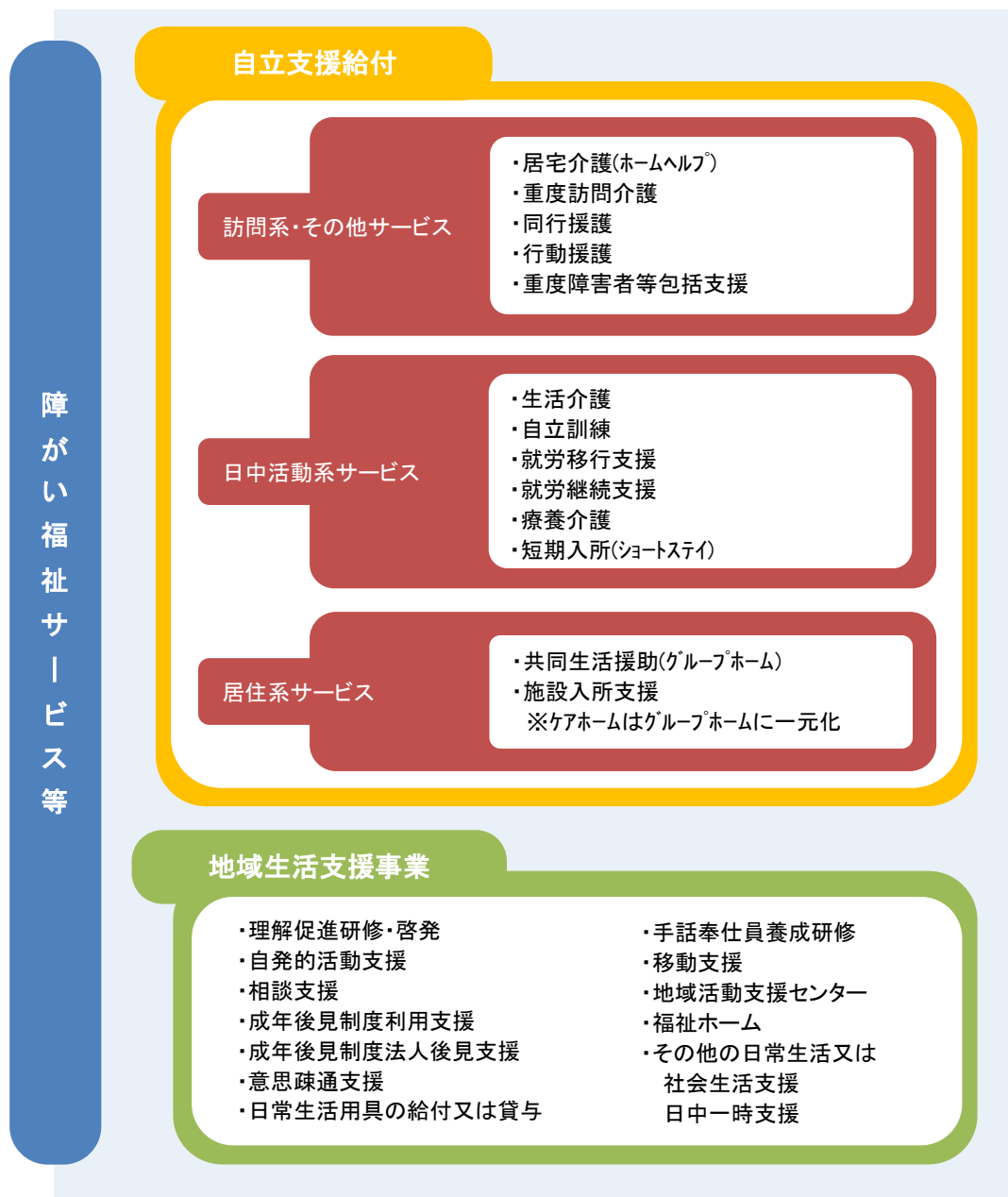
5) 障害児支援の提供体制の整備等

<p style="text-align: center;">【国の指針】 平成 32 年度までの目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本。 ● また、平成 32 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本。市町村単位での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。 ● 平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本。市町村単位での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。 ● 平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本。
--	---

当町においては、個々の障がいの程度に応じた、きめ細やかな相談や支援を関係機関と連携を図りながら行っていくことを目標とする。

4.3 障がい福祉サービスと地域生活支援事業

(1) 障がい福祉サービスと地域生活支援事業の体系



(2) 障がい福祉サービスの見込みと確保方策

1) 訪問系サービス

①現状

訪問系サービスでは、居宅介護（ホームヘルプサービス）が中心であり、平成 27～29 年度にかけての実績は目標値を若干下回っています。

サービス種別		区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護	利用人数／月	目標	9	9	9
		実績	7	8	9
	総利用時間／月	目標	90	90	90
		実績	71	72	85
重度訪問介護	利用人数／月	目標	0	0	0
		実績	0	0	0
	総利用時間／月	目標	0	0	0
		実績	0	0	0
行動援護	利用人数／月	目標	0	0	0
		実績	0	0	0
	総利用時間／月	目標	0	0	0
		実績	0	0	0
重度障害者等包括支援	利用人数／月	目標	0	0	0
		実績	0	0	0
	総利用時間／月	目標	0	0	0
		実績	0	0	0
事業費	千円／年	目標	5,184	3,456	3,456
		実績	3,337	2,998	3,208

② 見込量

現状の利用状況をふまえて、見込量（1 ヶ月当たり）は、利用人数を 8 人、利用時間を 80 時間としました。

サービス種別		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護	利用人数／月	8	8	8
	総利用時間／月	80	80	80
重度訪問介護	利用人数／月	0	0	0
	総利用時間／月	0	0	0
同行援護	利用人数／月	0	0	0
	総利用時間／月	0	0	0
行動援護	利用人数／月	0	0	0
	総利用時間／月	0	0	0
重度障害者等包括支援	利用人数／月	0	0	0
	総利用時間／月	0	0	0

③ 見込量確保の方策

居宅介護については、いつでも必要なサービス量に対応できるよう、町内の提供事業所を中心にサービス提供体制の充実を図っていきます。

そのほかの重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援については利用を見込んでいませんが、これまでどおり、関係機関と連携体制のもとで、サービス内容の周知を進めます。

2) 日中活動系サービス

①現状

日中活動系サービスの実績は、ほぼ目標値に近いサービスと、目標値を若干下回ったサービスがあります。自立訓練、就労継続支援（A型）については利用がありませんでした。

サービス種別		区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	利用人数／月	目標	8	8	8
		実績	7	8	8
	延利用日数／月	目標	200	200	200
		実績	142	160	152
	事業費 千円／年	目標	18,480	18,480	18,480
		実績	17,400	20,060	19,707
自立訓練（機能訓練）	延利用日数／月	目標	0	0	0
		実績	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	延利用日数／月	目標	0	0	0
		実績	0	4	1
就労移行支援	利用人数／月	目標	1	1	1
		実績	1	1	0
	延利用日数／月	目標	30	30	30
		実績	25	12	0
	事業費 千円／年	目標	2,724	2,724	2,724
		実績	2,817	108	0
就労継続支援（A型）	利用人数／月	目標	0	0	0
		実績	0	0	0
	延利用日数／月	目標	0	0	0
		実績	0	0	0
就労継続支援（B型）	利用人数／月	目標	15	15	15
		実績	10	13	16
	延利用日数／月	目標	600	600	600
		実績	150	203	215
	事業費 千円／年	目標	11,256	11,256	11,256
		実績	11,712	14,796	12,626
療養介護	利用人数／月	目標	0	0	0
		実績	0	0	0
	事業費 千円／年	目標	0	0	0
		実績	0	0	0
短期入所	利用人数／月	目標	1	1	1
		実績	1	1	1
	延利用日数／月	目標	25	25	25
		実績	7	9	10
	事業費 千円／年	目標	408	408	408
		実績	72	70	87

② 見込量

現状の利用状況をふまえて、生活介護の見込量（1ヶ月当たり）は、利用人数を7人、延利用日数を175日としました。

また、就労継続支援（B型）の見込量（1ヶ月当り）は、20人・800日、短期入所の見込量（同）は1人・25日としました。

サービス種別		平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	利用人数/月	7	7	7
	延利用日数/月	175	175	175
	事業費 千円/年	20,928	20,928	20,928
自立訓練（機能訓練）	延利用日数/月	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	延利用日数/月	0	0	0
就労移行支援	利用人数/月	0	0	0
	延利用日数/月	0	0	0
	事業費 千円/年	0	0	0
就労継続支援（A型）	利用人数/月	0	0	0
	延利用日数/月	0	0	0
就労継続支援（B型）	利用人数/月	20	20	20
	延利用日数/月	800	800	800
	事業費 千円/年	17,640	17,640	17,640
療養介護	利用人数/月	0	0	0
	事業費 千円/年	0	0	0
短期入所	利用人数/月	1	1	1
	延利用日数/月	25	25	25
	事業費 千円/年	120	120	120

③ 見込量確保の方策

生活介護については、これまで同様に円滑にサービスが提供されるよう、利用者の意向に沿って支援していきます。

就労継続支援（B型）については、サービス提供事業所と連携を図り、利用者の支援に努めます。また、ニセコ町障害者地域自立支援協議会を中心に、ハローワークや学校、事業所等とのネットワークを活用し、障がいのある人の就労確保に努めます。

短期入所については、サービス提供事業所等と連携を図り、必要なニーズ量に対応していきます。

3) 居住系サービス

① 現状

グループホームについては、目標を下回っています。施設入所支援については、ほぼ目標値の値となりました。

サービス種別		区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
グループホーム	入居者数／月	目標	9	9	9
		実績	6	8	8
	事業費 千円／年	目標	8,100	8,100	8,100
		実績	7,968	8,847	8,050
施設入所支援	入所者数／月	目標	8	8	8
		実績	7	8	7
	事業費 千円／年	目標	9,792	9,792	9,792
		実績	9,278	10,971	10,673

② 見込量

現状の利用状況をふまえて、グループホームの見込量（1 ヶ月当たり）は入居者数 8 人、施設入所支援は入所者数 7 人としました。

サービス種別		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
グループホーム	入居者数／月	8	8	8
	事業費 千円／年	8,448	8,448	8,448
施設入所支援	入所者数／月	7	7	7
	事業費 千円／年	9,912	9,912	9,912

③ 見込量確保の方策

障がいのある人や介護者における居住系サービスへのニーズをふまえたうえで、広域的な観点から近隣町村と連携を図り、利用者見込み量の確保を進めます。

4) 相談支援

① 現状

計画相談支援の利用者数は、平成 28 年度が 25 人と目標値を下回りましたが、他の 2 年間はほぼ目標値の人数となりました。地域移行支援、地域定着支援については利用がありませんでした。

サービス種別		区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	利用者数/月	目標	30	30	30
		実績	30	25	31
地域移行支援	利用者数/月	目標	0	0	0
		実績	0	0	0
地域定着支援	利用者数/月	目標	0	0	0
		実績	0	0	0

② 見込量

計画相談支援は利用対象者が拡大されたため、見込量（1 ヶ月当たりの利用者数）を 28 人としました。

サービス種別		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	利用者数/月	28	28	28
地域移行支援	利用者数/月	0	0	0
地域定着支援	利用者数/月	0	0	0

③ 見込量確保の方策

計画相談支援の利用者は大幅に増加するものと想定されることから、提供体制を拡充して支援していきます。

(3) 地域生活支援事業の見込みと確保方策

① 現状

相談支援事業については、羊蹄山ろく町村で広域設置した羊蹄山ろく相談支援センターが必要な情報の提供及び助言、または障がい福祉サービスの利用支援などを行います。また、町では虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人などの権利擁護のために必要な援助を行います。

自立支援協議会については、平成 19 年 4 月に「ニセコ町障害者等地域自立支援協議会」として設置し、障害者団体、民生委員児童委員、医療機関、福祉関係機関、相談支援事業者、福祉サービス提供事業所、ボランティア団体関係者等が協議会の構成員となって、障がいのある人に対するさまざまな問題について協議を行っています。

日常生活用具給付等事業については、排泄管理支援用具の給付件数が多く、いずれの年度も 100 件を超えています。その他の用具の給付件数は 1 件となっています。

移動支援事業については、実施事業所数が 1 事業所となり、平成 29 年度の利用人数（1 ヶ月当たり）は 2 人となっています。

地域活動支援センターは、事業を委託している NPO 法人ニセコ生活の家が運営しており、平成 29 年度の利用人数（1 ヶ月当たり）は 10 人となっています。

サービス種別		区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
理解促進研修・啓蒙事業		目標	0	0	0
		実績	0	0	0
自発的活動支援事業		目標	0	0	0
		実績	0	0	0
相談支援事業					
相談支援事業	実施箇所数	目標	1	1	1
		実績	1	1	1
自立支援協議会	実施箇所数	目標	1	1	1
		実績	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	実利用人数/年	目標	1	1	1
		実績	0	0	0
意思疎通支援事業					
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用人数/人	目標	1	1	1
		実績	0	0	0
手話通訳者設置事業	実利用人数/人	目標	0	0	0
		実績	0	0	0
日常生活用具給付等事業					
介護・訓練支援用具	給付件数/年	目標	1	1	1
		実績	0	0	0
自立生活支援用具	給付件数/年	目標	1	1	1
		実績	0	0	0

在宅療養等支援用具	給付件数/年	目標	1	1	1
		実績	1	0	0
情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	目標	1	1	1
		実績	1	0	0
排泄管理支援用具	給付件数/年	目標	120	120	120
		実績	120	136	130
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付件数/年	目標	1	1	1
		実績	0	0	0
事業費	千円/年	目標	1,608	1,608	1,608
		実績	1,161	1,118	1,164
移動支援事業	実施事業所数	目標	1	1	1
		実績	1	1	1
	利用人数/月	目標	5	5	5
		実績	4	2	2
	延利用時間/月	目標	35	35	35
		実績	319	305	300
事業費	千円/年	目標	919	919	919
		実績	614	916	910
地域活動支援センター	実施箇所数	目標	1	1	1
		実績	1	1	1
	利用人数/月	目標	10	10	10
		実績	10	10	10
事業費	千円/年	目標	7,500	7,500	7,500
		実績	7,500	7,500	7,500
日中一時支援事業	実施事業所数	目標	0	0	0
		実績	0	0	0
	実利用人数/年	目標	0	0	0
		実績	0	0	0
奉仕員養成研修事業					
手話奉仕員	修了者数	目標	0	0	0
		実績	0	0	0
要約筆記奉仕員	修了者数	目標	0	0	0
		実績	0	0	0
点訳奉仕員	修了者数	目標	0	0	0
		実績	0	0	0
朗読奉仕員	修了者数	目標	0	0	0
		実績	0	0	0

② 見込量

現状の利用状況をふまえて、見込量は下表のとおり設定しました。

新しい事業である「理解促進研修・啓蒙事業」「自発的活動支援事業」「奉仕員養成研修事業」については、利用を見込みませんでした。

サービス種別		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
理解促進研修・啓蒙事業	実施の有無	0	0	0
自発的活動支援事業	実施の有無	0	0	0
相談支援事業				
相談支援事業	実施箇所数	1	1	1
地域自立支援協議会	実施箇所数	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	実利用人数/年	1	1	1
意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用人数/人	1	1	1
手話通訳者設置事業	実設置者数/人	0	0	0
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	給付件数/年	1	1	1
自立生活支援用具	給付件数/年	1	1	1
在宅療養等支援用具	給付件数/年	1	1	1
情報・意志疎通支援用具	給付件数/年	1	1	1
排泄管理支援用具	給付件数/年	120	120	120
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付件数/年	1	1	1
事業費	千円/年	1,513	1,513	1,513
移動支援事業				
	実施事業所数	1	1	1
	実利用人数/年	2	2	2
	延利用時間/年	240	240	240
事業費	千円/年	1,052	1,052	1,052
地域活動支援センター				
	実施箇所数	1	1	1
	実利用人数/年	10	10	10
事業費	千円/年	10,000	10,000	10,000
日中一時支援事業				
	実施箇所数	2	2	2
	実利用人数/年	1	1	1
奉仕員養成研修事業				
手話奉仕員	修了者数	0	0	0
要約筆記奉仕員	修了者数	0	0	0
点訳奉仕員	修了者数	0	0	0
朗読奉仕員	修了者数	0	0	0

③ 見込量確保の方策

障がいのある方がニセコ町で安心・安全な生活をするためには、障がいの程度、生活スタイルやライフステージなど、一人ひとりの事情に合わせた情報提供やアドバイス、各種制度や障害福祉サービスの利用などについて、総合的に対応できるワンストップの相談窓口などの支援体制が必要です。

相談や情報提供に関しては、日常的な困り事や安全対策、就労・教育など幅広い分野での対応が必要となるため、ニセコ町障害者等地域自立支援協議会の機能を活用していきます。

日常生活用具給付等事業については、給付を必要とする人がサービスを利用できるように日常生活用具に関する情報の周知を図ります。

移動支援事業、地域活動支援センター事業、日中一時支援事業については、サービス提供事業者とともに、サービス利用の利便性を高めていきます。

地域活動支援センター事業を委託しているNPO法人ニセコ生活の家については、利用者や利用者の家族が高齢化していることや、支援体制の強化などさまざまな課題があることから、引き続き情報共有を行いながら、継続的な施設の運営について支援していきます。

(4) 障がい児支援の見込みと確保方策

① 現状

平成 24 年 4 月の児童福祉法の改正によって、障害者自立支援法に基づく児童デイサービスが児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業になりました。今後、子育て支援全体に関しては、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」で言及され、障がい児支援（障がい児通所支援および障がい児入所支援）についても言及されることとなりますが、障がい児の支援体制を確保するため「障がい福祉計画」においても障がい児支援の整備について検討していきます。

サービス種別		区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	利用人数／月	目標	5	5	5
		実績	8	6	5
	延利用日数／月	目標	10	10	10
		実績	19	15	10
医療型児童発達支援	利用人数／月	目標	0	0	0
		実績	0	0	0
	延利用日数／月	目標	0	0	0
		実績	0	0	0
放課後等デイサービス	利用人数／月	目標	7	7	7
		実績	4	7	10
	延利用日数／月	目標	14	14	14
		実績	14	21	30
保育所等訪問支援	利用人数／月	目標	0	0	0
		実績	0	0	0
	延利用日数／月	目標	0	0	0
		実績	0	0	0
障害児相談支援	利用人数／月	目標	12	12	12
		実績	14	15	12

② 見込量

計画相談支援は保健師によるセルフプランの利用者も増えたため、見込量（1ヶ月当たりの利用者数）を10人としました。

サービス種別		平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	利用人数/月	5	5	5
	延利用日数/月	10	10	10
医療型児童発達支援	利用人数/月	0	0	0
	延利用日数/月	0	0	0
放課後等デイサービス	利用人数/月	9	9	9
	延利用日数/月	18	18	18
保育所等訪問支援	利用人数/月	0	0	0
	延利用日数/月	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	利用人数/月	0	0	0
	延利用日数/月	0	0	0
障害児相談支援	利用人数/月	10	10	10

③ 見込量確保の方策

発達の遅れや障がいのある児童とその保護者がニセコ町で安心して生活していくためには、子どもの発達段階や個々の障がいの程度に応じて、きめ細やかな相談や支援を行うことが必要です。

電話や相談の場などの各種相談体制や障害児通所支援サービスなど各種支援体制の充実を図るとともに、相談や専門的支援を包括的に行う中核的な機能のあり方の検討など、発達支援体制の充実に向けた検討を進めます。